

議事日程(第2号)

令和元年12月9日 午前9時06分開議

- 日程第1 請願第1号 日本政府と国会に核兵器禁止条約への調印・批准・参加を求める意見書提出を求める請願書
- 日程第2 発議第6号 会計年度任用職員制度の施行に伴う地方自治体への十分な財政措置を求める意見書(案)
- 日程第3 議案第74号 請負契約の変更について(吉賀中学校改修工事)
- 日程第4 議案第75号 請負契約の変更について(朝倉公民館建築工事)
- 日程第5 議案第76号 吉賀町長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第77号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第78号 吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第79号 吉賀町地区集会所施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第80号 吉賀町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第81号 吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第82号 吉賀町定住促進住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第83号 吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第84号 吉賀町特定優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第85号 吉賀町障がい者地域活動支援センター条例を廃止する条例について
- 日程第15 議案第86号 平成31年度吉賀町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第87号 平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第88号 平成31年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第89号 平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第19 議案第90号 平成31年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第20 議案第91号 平成31年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

- 日程第21 議案第92号 平成31年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第22 議案第93号 平成31年度吉賀町一般会計補正予算（第7号）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 請願第1号 日本政府と国会に核兵器禁止条約への調印・批准・参加を求める意見書提出を求める請願書
- 日程第2 発議第6号 会計年度任用職員制度の施行に伴う地方自治体への十分な財政措置を求める意見書（案）
- 日程第3 議案第74号 請負契約の変更について（吉賀中学校改修工事）
- 日程第4 議案第75号 請負契約の変更について（朝倉公民館建築工事）
- 日程第5 議案第76号 吉賀町長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第77号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第78号 吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第79号 吉賀町地区集会所施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第80号 吉賀町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第81号 吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第82号 吉賀町定住促進住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第83号 吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第84号 吉賀町特定優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第85号 吉賀町障がい者地域活動支援センター条例を廃止する条例について
- 日程第15 議案第86号 平成31年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第87号 平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第88号 平成31年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第89号 平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第90号 平成31年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第91号 平成31年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第92号 平成31年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第93号 平成31年度吉賀町一般会計補正予算（第7号）

出席議員（12名）

1 番 桑原 三平君	2 番 三浦 浩明君
3 番 桜下 善博君	4 番 松蔭 茂君
5 番 中田 元君	6 番 大多和安一君
7 番 河村 隆行君	8 番 大庭 澄人君
9 番 河村由美子君	10番 庭田 英明君
11番 藤升 正夫君	12番 安永 友行君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	岩本 一巳君	副町長	赤松 寿志君
教育長	光長 勉君	教育次長	大庭 克彦君
総務課長	野村 幸二君	企画課長	深川 仁志君
税務住民課長	齋藤 明久君	保健福祉課長	永田 英樹君
産業課長	山本 秀夫君	建設水道課長	早川 貢一君
柿木地域振興室長	栩木 昭典君	出納室長	中林知代枝君

午前9時06分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、ただいまお手元に配付したとおりです。

日程第1. 請願第1号

○議長（安永 友行君） 日程第1、請願第1号日本政府と国会に核兵器禁止条約への調印・批准・参加を求める意見書提出を求める請願書を議題とします。

お諮りをします。請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号については委員会付託を省略することに決定をいたしました。

本請願については、説明はしませんけど紹介議員もおられますので、紹介議員に対しての質疑があればこれを許します。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第1、請願第1号日本政府と国会に核兵器禁止条約への調印・批准・参加を求める意見書提出を求める請願書についての質疑は保留をしておきます。

日程第2 発議第6号

○議長（安永 友行君） 日程第2、発議第6号会計年度任用職員制度の施行に伴う地方自治体への十分な財政措置を求める意見書（案）を議題とします。

本件についての、提案理由の説明を求めます。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議題となりました発議第6号を読み上げて提案説明をしたいと思います。

発議第6号、吉賀町議会議長安永友行様。提出者、吉賀町議会議員藤升正夫。

会計年度任用職員制度の施行に伴う地方自治体への十分な財政措置を求める意見書（案）、上記議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

理由は、会計年度任用職員制度の施行に伴う町の財政負担について、国に求めるためであります。

意見書（案）。

2016年に実施した総務省調査によると、自治体で働く臨時・非常勤職員は全国で64万人とされ、今や、自治体職員の3人に1人が臨時・非常勤職員である。職種は、行政事務職のほか、保育士、学童指導員、看護師、医療技術者、各種相談員、公民館職員、学校教育など多岐にわたり、その多くの職員が恒常的業務についており、地方行政の重要な担い手となっている。

こうした状況を受け、2017年5月11日には地方公務員法及び地方自治法の一部改正法が成立し、新たに会計年度任用職員制度が導入された。

常勤職員と同様の服務規律が適用されるとともに、期末手当支給を初め勤務経験に応じた賃金決定等が求められ、同改正法審議では、移行に当たっては不利益が生じることなく適正な勤務条

件の確保が行われるよう地方公共団体に対して適切な助言を行うとともに、厳しい地方財政事情を踏まえつつ制度改正により必要となる財源の十分な確保に努めることとの決議が付された。

2020年4月の法施行に向けて各自治体においては、任用実態の調査把握のほか、関係条例、規則等の改正が進められ、待遇改善に伴う新たな予算の確保などが必要となっている。行政サービスの質と量の維持や臨時・非常勤職員の待遇改善、任用の安定の観点から、次のことを措置するよう強く求める。

記。

1、会計年度任用職員制度創設に伴う賃金・労働条件の整備等に必要な地方自治体の財政負担の増大について、地方公務員法及び地方自治法の一部改正における国会の付帯決議に基づき国の財政措置を早期に明確にし、必要な財源を確保すること。

2、任期の定めのない常勤職員を中心とした公務運営を原則を堅持し、公務を遂行するため、地方自治体への必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

というもので、提出者としましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣としております。

どうぞ、よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより、提出者に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、ここでお諮りします。

本件については所管の総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。

本件については、所管の総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定をしました。

日程第3. 議案第74号

○議長（安永 友行君） 日程第3、議案第74号請負契約の変更について（吉賀中学校改修工事）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めて、おはようございます。本日もどうか、よろしく願いいたします。

さて、冒頭、議長のほうからも御紹介ございましたが、定例会初日の先週5日木曜日に申し合わせに伴います正副議長選挙が執行されたということでございまして、改めて、安永議長、桑原副議長が御就任されたところでございます。まことにめでとうございます。また、常任委員会、それから一部事務組合につきましても、一部変更があったようでございます。

議会の皆様におかれましては、これまで同様、町政執行に御指導、御助言を賜りますように、私のほうからもお願いを申し上げておきたいと思っております。

それでは、議案第74号請負契約の変更についてを上程をさせていただきたいと思っております。

下記工事について、請負契約の変更契約を締結するため、吉賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年吉賀町条例第49号）第2条の規定により議会の議決を求める。令和元年12月5日提出。吉賀町長岩本一巳。

記。

1、契約の目的、平成31年度吉賀中学校改修工事。2、契約の方法、一般競争入札による文書契約でございます。3、契約金額、税込みで変更後が1億6,072万7,600円、変更前につきましても、税込みで1億5,939万円ということでございまして、税込みで133万7,600円の増額でございます。4、契約の相手方、島根県益田市高津7丁目16の23、宮田建設工業株式会社益田支店、支店長高平則征でございます。

なお、この内容につきましては、先般の全員協議会のほうでお伝えをさせていただいておりますので、詳細説明につきましては割愛をさせていただきたいと思っております。

どうか、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、ただいま提案者の提案理由の説明が終わりましたので質疑をします。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、日程第3、議案第74号請負契約の変更について（吉賀中学校改修工事）の質疑は保留をしておきます。

日程第4. 議案第75号

○議長（安永 友行君） 日程第4、議案第75号請負契約の変更について（朝倉公民館建築工事）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第75号請負契約の変更についてでございます。

下記工事について、請負契約の変更契約を締結するため、吉賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年吉賀町条例第49号）第2条の規定により議会の

の議決を求める。令和元年12月5日提出。吉賀町長岩本一巳。

記。

1、契約の目的、平成31年度朝倉公民館建築工事。2、契約の方法、一般競争入札による文書契約でございます。3、契約金額、変更後は税込みで1億4,672万3,500円、変更前、税込みで1億4,196万6,000円でございます。4、契約の相手方、島根県鹿足郡津和野町瀧元58の1、株式会社日成建設、代表取締役坂崎和義でございます。

この件につきましても、全員協議会で内容をお伝えをしておりますので、詳細説明につきましては割愛をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、提案者の提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑をします。質疑はありますか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 先般の全員協議会の説明資料13ページからお聞きをいたします。

主な変更内容として、2つ目にごみ置き場の撤去及び設置、隣接倉庫解体撤去となっております。この隣接倉庫解体撤去後の表層の仕上げはどのようなものになる予定となっているかをお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） ただいまの御質問ですが、進入路隣地の倉庫の撤去のことですが、撤去して整地してということでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 済みません。表層の仕上げという言葉で聞きましたけども、通常、アスファルト舗装で仕上げをすとか、コンクリートですとか、碎石の状態ですとか、芝を植えるとかいろいろあるわけですけども、どういう状態で仕上げる予定になっているのかということをお聞きをしております。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼しました。アスファルトとか、そういったところは予定しておりません。撤去して整地をするということですので終了と考えております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） そうしますと最初は大丈夫なんですけども、年数がたつとどうしても雑草等が繁茂する、そういうものの管理等が発生をします。なおかつ、自転車等で来た人たちがその場所を使うということも可能であるような状態として仕上げるのが望ましいのではな

いかと考えますが、そういう意向については検討はされるのか聞きます。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 今の倉庫の建っている土地につきましては、あくまでも民地でございますので、解体撤去後の管理につきましては所有者の方で管理していただくというのが原則だろうと思っております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第4、議案第75号請負契約の変更について（朝倉公民館建築工事）の質疑は保留をしておきます。

日程第5 議案第76号

○議長（安永 友行君） 日程第5、議案第76号吉賀町長等の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第76号吉賀町長等の給与の特例に関する条例の制定についてでございます。

吉賀町長等の給与の特例に関する条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。令和元年12月5日提出。吉賀町長岩本一巳。

この件につきましては、まず私のほうから一言申し上げておきたいと思えます。

私は平成29年の10月の末にこの職に就任をいたしまして、現在までのところ2年と1カ月が経過したところでございます。これまで、行政のトップといたしまして、職員を指導しながら事務執行に努めてきたところでございます。

しかしながら、就任以来、議会提出資料に係る大量の差しかえがあったり、また、夢・花マラソン大会におきましては、大会長の氏名の間違いがあったり、そのほかにも本年に入ってからさまざまな事案が発生したところでございます。そして、直近では、残念ながら飲酒に起因する事案まで発生をいたしました。

改めて、議会を初め町民の皆様に深くおわび申し上げたいと思えます。まことに申しわけございませんでした。

このような事案が発生したときには、当然のことながら、その都度、議会にも御報告し、事案の説明にあわせ再発防止について申し上げてきたところでございます。

副町長、教育長以下管理職を初め職員は、日々研さんを積み事務執行をしているところであり

ますが、残念ながら結果としてこれまで多くの事案が発生することとなりました。これまで、町といたしましては、事案発生後は直ちに庁議を開催して職員への周知と再発防止に向けた徹底を図ってまいりました。また、事案によりましては、町村会を通じまして顧問弁護士等へ照会をかけながら嚴重注意あるいは訓告等の処分も行ってまいったところでございます。なお、先般発生いたしました職員の飲酒に起因した事案についてでございますが、この件につきましては、今なお、所轄警察署の行政処分等が決定しておりませんので、この結論を見た後に、例規に沿った、法令に沿った厳正な対処をしてまいりたいという思いでございます。

こうした中、これまでの職員による事務の遺漏につきましては、最終的な監督者であり責任者である町長以下特別職3名の処分を減給という形で行うことといたしました。特に公務以外で発生しました職員の飲酒に起因した事案では、監督者を処分するという事例は全国的にも余りないというふうに報告も受けているところではございますが、まずは特別職みずからがみずからを処分いたしまして襟を正して行かなければならないという中で、判断をさせていただいたところでございます。

さらに、ことしも職員の給与改定に伴いまして我々特別職の期末手当につきましては、0.05月分の上乗せ改定があるわけでございますが、この点についても昨年に引き続き実施をしないということといたしました。したがって、特別職の期末手当につきましては、他の自治体との比較では0.1月分少ないということになろうかと思っております。

以上、特別職の減給処分を行うことと、期末手当の改定を見送ることについて、御報告をさせていただいたところでございます。

繰り返して申し上げますが、これまでの一連の事務遺漏について、住民の皆様にも重ねておわび申し上げますとともに、この事態を重く受けとめる中で、今回の対処を決定したところでございます。どうか、今回の提案内容につきまして、御賢察いただきまして、全会一致をもって御承認をいただきますようお願いを申し上げておきたいと思っております。

それでは、この後、担当いたします総務課長のほうから条例案の内容、それから影響額、こうしたことなどについての詳細な説明をさせていただきますのでどうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第76号吉賀町長等の給与の特例に関する条例の制定について説明を行いたいと思っております。

内容で申し上げますと、町長、副町長、教育長の給料月額を減ずるという内容の条例を制定するものでございます。

提案理由につきましては、先ほどの町長の説明のとおり、これまでにありました事務執行に係る事案、それから交通違反事案、こうしたものについて責任をとられるという判断をされたとい

うところでございます。事務執行に係る事案につきましては、先般、その対象となる職員に対しまして処分を行ったところでございます。こうした処分を行うと同時に、特別職としての責任というところで、本条例を提出させていただいたというところでございます。

それから、これも先ほど町長から説明がございましたが、本年の人事院勧告に基づきまして、特別職の期末手当の支給率が引き上げられました。けれども、これについても見送るという判断をされたというところでございます。

そうしますと、条例の具体的内容を見ていただければと思います。まず、第2条を見ていただきますと、町長の給料月額を令和2年1月1日から令和2年3月31日までの3カ月間、100分の20を乗じて得た額を減じた額とするというものでございます。それから、次に第3条、副町長及び教育長の給料月額を令和2年1月1日から令和2年1月31日までの1カ月間、100分の10を乗じて得た額を減じた額とするというものでございます。

金額で申し上げておきたいと思います。

町長におかれましては、給料月額が72万円という規定となっております。したがって、そのうち20%の14万4,000円を減額いたします。そうしますと、57万6,000円ということになってまいります。

それから、副町長におかれましては、給料月額60万7,500円のところ10%の6万750円を減額いたしまして54万6,750円となります。これは1カ月の減額でございます。

同様に教育長も1カ月の減額ということですが、教育長におかれましては、給料月額57万2,500円のところ10%の5万7,250円を減額いたしまして、51万5,250円とするものでございます。

条例の最後、附則でございますけれども、施行日を令和2年1月1日から、それから効力を失う日、これを令和2年3月31日と規定させていただいております。

続きまして、この減額等の措置による影響額について申し上げます。町長、副町長、教育長、これを合わせた合計額というところで申し上げます。給料月額部分でございますが、これが55万円、それから期末手当の部分がございまして、これが20万9,000円、それから共済組合負担金部分がありますので、これが8万8,000円です。合わせますと、合計で84万7,000円の減額という、こういう影響額になってまいります。

なお、本条例に係る予算につきましては、後ほど上程いたします一般会計の補正予算、ここに反映させるに至っておりません。来年3月の定例会において、予算のほうについては調整をさせていただきたいと思っておりますので、この点につきましては、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上で、議案第76号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を許します。質疑はありますか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 先ほど町長から、職員を指導してきたということで、最初に述べられましたけども、実際に町長が一人一人の役場職員の仕事ぶりをつぶさに見ているか、また、管理職の方が部下の仕事を把握し、業務のポイントを理解し、適切な指導、助言ができる体制となっているというふうに思うのか、その点について町長にお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まず、私自身の職員それぞれに対しての指導ということでございますが、なかなか、現場を含め正規職員が100人、そして臨時・非常勤が170人いるということで、300人近い職員がいるわけでございますので、直接、私のほうから職員のそれぞれに、日常の業務の中で指導ということになりますと、これはなかなか困難な部分があります。とはいいまでも、決裁なり協議の中で、気のついたところについては、日常的にそのような指導をさせていただいておるところでございます。ということでございますので、私のところでカバーできない部分につきましては、当然のことでございますが、管理職を通じて、日常の業務の中で所属の職員のほうに指導していただくということでございます。

ただ、合併以来、大課制をとっているということもあります。これは、11番議員からの以前からも、一般質問なり御質疑等であるわけでございますが、なかなか、課によってはかなりの職員の数になって、その業務を把握をするということも含めて、指導ということについては、100%至っていない部分もあろうかと思っております。

ただ、現行におきましては、機構改革という考えには至っておりませんが、今、職員の中では、これは行政改革の中でございますが、それぞれ検討委員会をつくって対応しているところがございます。特に、組織・機構のあり方につきましても、職員レベルでの検討委員会を、今、つくって、いわゆる意見の調整をしているところがございます。これが形になるかどうかわかりませんが、そうしたところで協議も進めているところがございますので、その結論の内容を見たりをして、必要であれば、また庁議のほうで決定をさせていただくということになろうかと思っております。

繰り返して申し上げますが、私のところで直接的な職員の指導ということには、幾らかやはり限界がある部分もございますので、その足りない部分については、管理職を通じて、日常的な業務で指導に当たっているということを申し上げておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 町長からも以前の全協からの説明がありましたが、特にこのたびは酒気帯びですか、そのことに関して説明もありまして、いろんな考え方もあると思いますが、説明の中で単純に交通違反という説明があったんですけど、もはや今、酒気帯び、飲酒運転とか

というのは、警察の方も言われますけど、犯罪です、完璧に。それは結果が出ていないから、そういうふうに、そういう交通違反という言い方になるかもしれませんが、実際はもう、昔は交通違反だけで終わったんですけど、今はもう犯罪と、そういう認識の中で民間企業も飲酒運転については、解雇等々、いろんな処分をされております。ちょっとそこら辺が、認識が、どういうふうに町長含めほかの方もそうですけど、認識がちょっと薄いんじゃないかと思うんですけど、何かいろいろな今回、資料の訂正等々も含めてですけど、まず、今の交通違反に対しての、これは犯罪だということが言えると思いますけど、その辺の認識をちょっとお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今回の職員の飲酒にかかわる、いわゆる交通違反の部分でございますが、これは、即刻行いました記者会見、あるいは全員協議会でもお話をしましたとおり、今回の事案につきましては、我々といたしましても、当然、吉賀町役場全体といたしましても、重くその事案を見ているところで、認識をしているところでございます。

当然、地方公務員法それから吉賀町の例規もそうでございますが、酒気帯び、あるいは酒酔い運転ということになるわけでございますから、法に照らす、あるいは例規に照らし合わせて申し上げますと、いずれかの警察のほうの判断が下されるわけでございますが、いわゆる、その例規のほうから見ますと、最低でも停職あるいは免職と、こうした処分になるわけでございますので、この判断をいずれしていかなければならないということでございます。警察のほうの所轄の警察署、広島西警察署でございますが、こちらのほうの御判断がまだという中でございます。

我々といたしましては、そのことが最終的な結論が出て、職員の処分をした後に、先ほど上程をさせていただいた特別職の減給の処分を、というようなことも考えておりましたが、いずれそれは後からついてくるということでございますので、まずは、これまでの、今回の事案を含めた事務遺漏の部分についての責任を問うという意味で、今回12月の定例会のほうで、我々3人の特別職の減給処分の提案をさせていただいたということでございます。

決して、今回の飲酒運転に絡む、飲酒に絡む事案を軽んじているということでは決してございません。そこをしっかりと重く受けとめた上で、今回、提案をさせていただいたということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第5、議案第76号吉賀町長等の給与の特例に関する条例の制定についての質疑は保留をしておきます。

日程第6. 議案第77号

○議長（安永 友行君） 日程第6、議案第77号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第77号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和元年12月5日提出、吉賀町長、岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第77号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、説明をいたします。

この条例につきましては、会計年度任用職員制度に係る地方公務員法それから地方自治法、この改正、それから、本年9月定例会において可決いただきました吉賀町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、それから、その説明の際にも申し上げましたけれども、総務省が示した考え方、総務省マニュアルというふうな表現で申し上げておりましたが、そうしたものに基つきまして関連する条例の整備を行うという、こういうものでございます。

それから、制定文全体の構成を最初に申し上げておきますと、第1条から第18条まで、これがそれぞれ条例の一部改正をするという、こういうものでございます。それから、第19条、これは条例を廃止するという、こういう構成となっておりますので、最初に申し上げておきたいと思えます。

そうしますと、各条文につきましては、参考資料、こちらのほうで説明をさせていただきたいと思えます。

参考資料の1ページをお開きいただければと、こういうふうに思えます。

まず、参考資料の1ページの上から行きますけれども、吉賀町職員定数条例の改正ということです。これは、制定文でいうと第1条というところから始まるというところでございます。

まず、定数条例の内容です。臨時職員を除くという改正前の表現ですけれども、ここに括弧書きで、臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限るという、こういう表現を挿入するというものです。

これにつきましては、この会計年度任用職員制度が新たに入ってくるというところで、よりこ

の臨時の職員というところの意味を、より正確にするというところでの表現の挿入ということでございます。総務省の考え方にもこうした表現が入っておりますので、それに合わせたというところでございます。

それから、資料1ページの中ほどですけれども、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の改正です。

いわゆる公表の対象となる職員、これを規定するということで、新しい制度でいいますと、会計年度任用職員のフルタイムでの任用職員はこの対象となり得ます。なりますが、パートタイム職員については、対象とならないという、こういうことになってまいりますので、それに合わせた改正をここで行うというもの、そのように見ていただければと思います。

それから、1ページの1番下です。職員の勤務時間、休暇等に関する条例です。

これにつきましては、非常勤職員というところの表現を、新たに導入される会計年度任用職員というふうに切りかえるということで、制度変更に伴うというものというふうに見ていただければと思います。

それでは、資料をまためくっていただきまして、2ページです。職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の改正です。

これにつきましては、現行の条例上は休職期間の定めの中で、3年という表現をしておりました。新しく会計年度任用職員制度が導入されますと、あくまでもこの職員に関しては、任期の定めに関しては1会計年度限りという、こういうことになってまいりますので、それに合わせて改正を行うということでございます。

それから、中ほど、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の改正です。

これにつきましては、現行のところを見ていただきますと、給料の10分の1以下という、こういう表現になっておりますけれども、改正後のところを見ていただきますと、給料の額、そこから括弧書きで始まりまして、ここが会計年度任用職員の部分を指しますが、会計年度任用職員に関しましては、報酬を支給するという場合もございますので、その部分を条例の中に盛り込んでいるというところでございます。

それから2ページの一番下です。議会の議員、その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の改正です。

これは、制度変更に伴うものというところ、新しく会計年度任用職員という、こういう身分を持つ職員が発生することから、それに合わせて改正を行うというものでございます。

それから資料、次のページにまいりまして、3ページから4ページにわたって、非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の改正でございます。この条例内の別表の改正を行うというものであります。改正箇所について、アンダーラインを付しておりますので、その部分について触れて

おきたいと思います。

まず、別表第1のところですが、最初にアンダーラインが出てまいりますのが、公民館長、それから図書館長のところがアンダーラインがしてあるかと思えます。この2つの職については、会計年度任用職員のほうに移行をいたしますので、ここからは削るといふ、こういう改正です。

それから中ほどから下、別表第2の改正です。

まず、最初のアンダーラインが、斎場嘱託、それからその下の嘱託というところ、これにつきましても、会計年度任用職員への移行を行いますので、この表からは削るといふ、こういう改正でございます。

それから、おめくりいただきまして4ページです。まず、出てまいりますのが、吉賀町地域新エネルギービジョン策定委員会です。

これにつきましては、今回の関係条例の整備に関して、この委員会を廃止するという措置を行いますので、これはなくなるというところで、お読み取りいただければと思えます。

それから、その下です。今度は右側のところに、防災会議それから国民保護協議会というものが新たに入ってきているかと思えます。

これにつきましては、これまでここに、この条例の中の別表に入れておりませんでしたけれども、今回の例規の精査を行った結果、この2つの会議について規定しておくのが適当であろうというところから、挿入させていただいたというところでございます。

それからその下、交通安全指導員と、それから1つ飛ばしまして自治委員というところ、この2つにアンダーラインがあるかと思えます。これを別表から削るといふことでございます。

この2つの職、交通安全指導員と自治委員につきましては、今、新たな制度に切りかえるのか、それから9月の定例会のときに幾らか説明をさせていただきましたけれども、いわゆる個人への業務委託であったり、あるいは有償ボランティアという表現を使わせてもらったかと思えますけれども、いずれかのところに身分を置くという、こういうところで考えておきまして、少なくとも、この別表の中の身分ではないというところで、まず削らせていただくというものでございます。

それから1つ飛ばしまして外国語指導助手、これにつきましては会計年度任用職員に移行するというものです。

それから、4ページの下に行って、福祉事務所嘱託医からその下にアンダーラインが付してあるかと思えます。

これらの職については、会計年度任用職員のほうに移行をさせるということでありまして、表から削るといふ、こういう改正を行うというものでございます。

それから資料、次のページ、5ページです。職員の給与に関する条例の改正でございます。

現行が非常勤職員等の給与というところ、これを改正後では会計年度任用職員の給与ということで、これは制度変更に伴う整理というところで見えていただければというふうに思います。

同様に、その下の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例、これにつきましても、今回の制度が導入されることに伴う条例の整理というところで見えていただければというふうに思います。

それから、5ページの1番下です。職員等の旅費に関する条例です。次のページにまたがっております。

この改正につきましては、新たな会計年度任用職員の制度で申し上げますと、支給する、いわゆる旅費の部分につきましては、費用弁償を支給すると、こういうケースもあります。これに合わせて改正を行うという、こういうことでございます。

それからその下の公民館条例です。

先ほど、図書館のところでも申し上げましたけれども、公民館の職員につきましては、会計年度任用職員のほうに移行をするということでございまして、それに合わせて改正を行うというものです。現行は、公民館の職員の任期を2年という定めを持っていますけれども、任期につきましては、1会計年度ということが原則になりますので、そのように改正を行うという、こういう内容でございます。

それから6ページの下、図書館条例です。

この部分についても、図書館の職員については、新たな制度に会計年度任用職員のほうに移行するというところがございますので、そのように改正を行うというものでございます。

それから、資料7ページです。上から防災会議条例、それからその下の国民保護協議会条例です。

これについては、先ほどの3ページから4ページにわたって、非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の別表のところ、新たに挿入をさせていただいた機関でございます。その部分での改正というところ、お読み取りをいただければというふうに思います。

それから、7ページ中ほど下ですけれども、政治倫理条例です。

これについて、表現として嘱託職員という表現を非常勤職員というふうに改正をかけます。これは制度変更に伴う用語の整理というところで見えていただければというふうに思います。

それから資料7ページの下から次の8ページにわたって、小水力発電所の設置及び管理に関する条例の改正であります。

内容につきましては、その職員につきましては、会計年度任用職員のほうに移行をするということにしておりますので、そのように改正を行うというものであります。身分の根拠あるいは任期の部分、そうしたものを改正を行うというものでございます。

それから、8ページのちょうど中ほどです。水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例、その下の子育て世代包括支援センター設置条例です。これら、この2つの条例についても、新しい制度に移行するということでの用語の整理というところで見ただけであればというふうに思います。

参考資料のほうは以上で、申しわけありません。議案の本文のほうにお戻りいただければと思います。

議案本文をまためくっていただきまして、終わりのところの、第19条、このところをごらんいただければと思います。

先ほど、新旧対照表で説明いたしました部分が、制定文の第1条から第18条までの条例の一部改正の部分でございます。

今見ていただいております制定文本文の第19条におきまして、条例を2本ほど廃止をいたします。一つが交通安全指導員設置条例、もう一つが地域新エネルギービジョン策定委員会条例。この2つの条例を、今回廃止をさせていただくというものでございます。

それから、その下の本文の附則のところでございます。施行につきましては、令和2年4月1日からということで規定をさせていただいております。

それから、最後に、当初予定をいたしておりました吉賀町職員の育児休業等に関する条例、この一部改正も、今回上程すべく作業を進めておりましたけれども、精査作業が間に合いませんでしたので、来年の3月の定例会において上程させていただきたいというふうに今作業を進めておりますので、申し添えておきたいと思っております。

以上で、議案第77号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を許します。質疑はありますか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今、説明で、資料のほうでお聞きをいたしますが、この中で廃止をされた、例えば公民館長等ですけども、これまでの会計年度任用職員制度の説明の中では、職員の報酬について1級か2級かのどこかにはめるという説明もあったわけですけども、公民館長等につきましては、そこにははまるものか、またはまらないものかという点についてお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 公民館長の新制度におけるところの、いわゆる勤務条件というかそういうところなんです。

実は、この部分につきましては、今作業を進めておるところです。結論には至っておりません。公民館長のこれまでの勤務体系と新しい制度、このすり合わせということにはなりますけれど

も、それに加えて、今、公民館制度そのものが、公民館のあり方という、そうした協議も一方で進められているところでございまして、そうしたところとの調整も幾らか必要というところでもありますので、今はっきりとこういうふうになりますというところには至っておりませんので、この点は御理解いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） と、言いながら、来年の4月からはどうしても変えなければならぬという中で、作業的に本年度内に整理がされるものだというのでいいですか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 当然、来年4月からこの新しい法律に基づく制度が開始されますので、それに間に合うように作業は進めてまいります。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第6、議案第77号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての質疑は保留をしておきます。

ここで、10分間休憩します。

午前10時05分休憩

.....

午前10時15分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第7. 議案第78号

○議長（安永 友行君） 日程第7、議案第78号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第78号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町職員の給与に関する条例（平成17年吉賀町条例第42号）の一部を別紙のとおり改正する。令和元年12月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第78号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

この改正につきましては、人事院勧告に伴う国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律、これに準じまして住宅手当、勤勉手当、それから給料表を改正するという、こういう内容になっています。それでは、参考資料を用いて説明をさせていただきたいと思っております。参考資料につきましては9ページをお開きいただければと思います。

9ページの上段からです。まず、住宅手当の改正ということであります。

第12条の2、第1項のところで、1万2,000円のところを1万6,000円というところで、4,000円の引き上げとなっております。内容といたしましては、住宅手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げるという、こういうものでございます。

それから、第2項の第1号の改正、これも先ほど申し上げました、下限の4,000円引き上げに伴いまして、2万3,000円を2万7,000円に、それから1万2,000円を1万6,000円にするという、こういうことでございます。

それから、その下の第2号です。これは最初の2万3,000円が2万7,000円への改正ですけれども、これが下限の引き上げに伴う4,000円引き上げに伴うもの。

それから、1万6,000円が1万7,000円に1,000円の引き上げになっているかと思っております。この部分につきましては、住宅手当、この額の上限を2万7,000円から2万8,000円とするというものです。下限を4,000円引き上げる、それから上限の額を1,000円引き上げるという、こういう改正内容になっております。

それから、資料9ページの中段から下でございます。第21条です。これは勤勉手当の規定でございますが、この改正につきましては、第21条第2項第1号、次のページにまたがっておりますが、ここに規定をされております支給率につきまして、100分の92.5から100分の95に引き上げる、というものでございます。この手当につきましては、年2回、6月と12月の支給がございますので、年間で申し上げますと100分の5、0.05月分の引き上げとなると、こういう内容になってまいります。

それから、資料は11ページから16ページまでのところで、給料表の改正部分の新旧対照表をおつけしております。今回のこの給料表の改正でございますが、内容を申し上げますと、いわゆる初任給部分から始まりまして、若年層の月額を引き上げるという内容になっております。初任給につきましては、高卒一般職の場合で申し上げますと、2,000円引き上げられます。それから全体としての若年層の月額を引き上げですけれども、30歳代半ばまでの給料表について改正がなされるというものです。平均改定率で申し上げますと、0.1%の引き上げというふうな内容になっております。したがって、給料表の新旧対照表を見ていただきますと、アンダーラ

インが変更がかかる部分でございますが、いわゆる高年齢層といたしますか、級が4級・5級・6級部分につきましては、これについては改定は行われないうところ、お読み取りいただければと思います。したがって、30歳代半ばを超えてからの給料表、これについては改定は行われないう、こういう内容になってございます。

それでは申しわけないですけど、議案のほうにお戻りいただければというふうに思います。議案のほうめくっていただきまして、附則を見ていただければと思います。本文の最後に附則の条項が書いてございますけれども、公布の日から施行し、まず適用の部分で申し上げますと、住宅手当の改正、この内容につきましては令和2年4月1日からということになります。それから勤勉手当と給料表の改正、これにつきましては、本年4月1日からの適用という、こういう内容になっております。

それから、議案の最後のページになりますけれども、附則の第4項について申し上げておきたいというふうに思います。4項いろいろと書いてございますが、住宅手当の改正に係る部分でありまして、今回のこの改正によって減じた額、これが2,000円を超える職員に対しては、その超えた額を令和2年4月から令和3年3月までのこの1年間でありますけれども、超えた部分を支給するという経過措置が規定をされているというところ、お読み取りをいただければというふうに思います。

以上で、議案第78号の説明を終わります。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 今の住宅手当が1万2,000円から1万6,000円ということで、下限の引き上げということでございます。二通りありますけれども、これによる対象人数がふえたということかもわかりませんが、どの程度の人数の方に影響があるのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それではお答えいたします。

住宅手当を支給している職員ですけれども、総数として今21名おります。今回の改正でどうなるかというところで申し上げますと、増額となる職員が2名、減額となる職員が19名です。減額となる職員19名のさらに内訳で申し上げますと、19名のうち1名が減額の額でいいますと、2,900円。それからもう1名が700円、減額の額がです、700円、それから残る17名の職員については全て2,000円の減額ということになります。

それから一方、増額する職員が2名おりますけれども、これにつきましてはそれぞれ1,000円の増額という、こういうことになります。

参考までにそれらを全て合計いたしますと3万5,600円の減額という、こういう内容になってまいります。なお、これにつきましては現時点での住宅手当の支給状況ということになりますので、例えば今住んでいるところを変わったり、あるいは借りているところからまた違う——例えば持ち家になるとか——そうした事情が変われば金額も変わりますけれども、現時点でこういうような内容になっております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 4番、松陰議員。

○議員（4番 松陰 茂君） この給料表ですね、見方がよくわからない。一般的なことでよろしゅうございますので、例えば初任給それから年齢もあると思うんですが、この号俸というのと級、随分ようけあるからよくわからん。この辺の説明をしてください。初任、初めての給料の方がどこに当たるのか、ようけあるからどういう条件でどうなるか、ちょっとそこら辺を。それを一つ教えてください。

○議長（安永 友行君） 野村課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、給料表の高校卒業をして新卒で役場に入られたというところで申し上げます。そうしますと、どこに格付けといいますかされるのかというところですけども、1級の5号のところ、そこで初任給が設定されると。1級の5、したがって、金額でいいますと15万600円のところです。ここからスタートしまして、年数を重ねるといいますか、そうしますと基本的には、4つ、こう刻んで、例えば1年たちますと今度は4をこれに足しますので1の9、1年後には1の9というところに行きます。1の9ですので15万4,900円というところです。

こういうふうなところからスタートいたしまして、また別の規定がありますけれども、1級、この級ごとに何年勤務すれば次の級へと、こうした規定もこれとは別に規定がありますので、そうしたところで1級から2級、3級、4級、5級、6級というように給料表の中で移動していくという、こういう取り扱いで行っているというところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 住宅手当の件なんですけど、1年だけ減額してまた復帰するちゅう、復帰してまた減額した部分も保障するというそういう内容じゃったんですかね。ちょっとそこら辺、もう1回。

○議長（安永 友行君） 野村課長。

○総務課長（野村 幸二君） 今回の改正によって、その減額される額が2,000円を超える職員については1名おるわけですし、その者の金額で申し上げますと2,900円です。そうするとその2,000円を超えた部分、その900円というところですけども、この額については

来年4月から再来年の3月までのところは、その900円は支給するという経過措置になります。

それを過ぎますと改正後の内容どおりで計算をするという、こういうことになってまいります。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 町長にお聞きしますが、先ほど2番議員が町長の認識ということでお聞きしましたが、それと関連があるんですが、現時点で給与の一部を改正ということは、町民の皆さんからいいますと、つい先日、職員の飲酒運転があり、そういうことがありながら、減額もあります、どうしても上がるというふうに注目されるんですが、この時点で町民の皆さんから見ますと不祥事——言葉が悪いんですが——が続いている中で、こういう人事院の勧告とはいいながら、給与の改定ということになると、なかなか町民の皆さんから理解が得るのは難しいと思います。

例えば先ほども町長言われましたが、当該者の方には申しわけないんですが、警察のほうから処分が出ていないので、正式な処分が出ていないんだ、ということではありますが、やはりこういうような給与を、条例を改正するというのであれば、やっぱり町民の皆さんに納得してもらうためには、やはり警察の処分が出るまでに、飲酒運転はあくまで飲酒運転で、先ほどまで運転していたことには間違いはないので、やはり警察が処分が出る前とはいいながら、こういう厳正な処分をするんだということ、あらかじめ出して、身を引き締めることを出して、それから職員の給与の条例を改正するという、するほうが、より一層町民の皆様から理解を得るんじゃないかと思うんですが、警察の処分が出るまでは処分ができないんだということ、再々繰り返しておりますが、町民の皆さんからは、もう当該職員は勤務に出ているんだと、そしてあれはどういう処分になったんだろうという声が随分聞きますが、幾ら警察の処分が出ないで役場としての処分はできないんだということはわかっておりますが、なかなか理解ができません。

そういった中で職員の給与の条例改正というのがあると、ますます町民の皆さんから不信を持たれることになると思うんですが、その辺について、2番議員の質問にもありましたが、町長の認識というのをもう一度伺います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほど、2番議員の質問にお答えしたとおりでございますが、先ほどのお答えしましたように、飲酒にかかわる部分につきましては、今、法に照らしてみると、現状という処分の対象は停職もしくは免職に該当する事案だというふうに思っております。我々といえども、先ほど特別職の処分の内容を上程をさせていただきましたけど、当然それと同時にあるいは、それより先に職員の処分ということも当然想定をされます。ただ、全国的な事例で申し上げますと、特に飲酒に絡む部分であったり、交通法規の部分もそうなんです、確たるものがない中で処分ということになりますと、結果的に、場合によっては訴訟に至るというような

ことも当然あるわけでございますから、ここはやはり3番議員のおっしゃられることも重々わかりますし、町民の皆さんが言われることも承知をしているつもりでございます。私のところ個人的にも、皆さんからいろんな声を寄せていただいたり、お手紙もいただいたり、お電話もいただいたりということで、御意見は拝聴しているつもりでございます。状況が整えばそのような対処をさせていただきたいということで、どなたにも同じような形で、お答えをさせていただいております。

後々、出した結論、早い段階で下す結論がいいかと思いますが、なかなかそのことによって、また新たなことが発生するというのは、私も本意ではございませんので、ここは慎重を期してということで、先ほど申し上げたような内容で対処させていただきたいということでございます。

そうした中で、今回、上程をさせていただいた職員の給与条例の改正でございます。昨年もいろいろな議論の中で、どうにか一定の御理解はいただいたところでございます。これは、釈迦に説法かも知れませんが、国家公務員、島根県の職員もそうなんですけど、人事院勧告、あるいは人事委員会という勧告の制度がございまして、これはやはり、公務員という立場が労働基本権の部分を一定程度制約を受けていると、その代償処置としてある制度でございます。国も県もそうしたところに準じて、沿って対処しているということでございまして、ことしの勧告、県の人事委員会勧告もそうでございますが、それぞれことし4月1日の段階で、いわゆる従業員規模で50人以上の規模のところの調査をしていただいて、それで官民比較で幾らかの乖離があった場合に、そのような措置をとるようなことでございます。ことしの場合で申し上げますと、月例給で0.09差異があったので0.1%、ボーナスでいうと勤勉手当で0.05ほど、上乘せをしていこうと、こういうことでございます。

とりわけ、先ほど総務課長が御説明申し上げましたように、例月のベースアップの部分につきましては、特に今、公務職場は、吉賀町もそうなんですけど、新卒の職員、若い職員をなかなか集めにくい、採用しにくい、雇用しにくいという状況がございまして。どうにかその、高卒・大卒の新卒の方、それから若い世代の方に公務職場に入職をしていただきたいという思いの中で、人事院も、それから人事委員会も、幾らか若いところに手厚く措置をしていただいて、従業員を確保していこう、公務員を確保していこうと、こういう思いの中であつたというふうに思っています。

吉賀町の場合でいうと、ことしは4,102人の方が要望書を提出をしていただきました。柱はたくさんありましたけれど、その中の一つとして、民間を含めて従業員の確保、精一杯取り組んでいただきたい、というような要望も当然、あつたわけでございます。吉賀町も民間ではございません。公務職場ではございますが、吉賀町の一つの企業でございますから、そこはやはり従業員・職員をしっかり雇用させていただきたいということで申し上げますと、やはり若い方、特に

新卒の方が公務職場にも目を向けていただけるような、給与体系を担保していく、確保していくというのが、これは我々の責務だとも思っております。

ですから、国・県へ単純に準じるということではなくて、やはり今からの公務職場——吉賀町役場を担っていただく、そうした人材を確保するためにも、あるべき給与体系をしっかりと確保していきたい、担保していきたいという思いの中で、毎年毎年なんです、国・県に準じた形で給与改定をさせていただいているということでございます。

当然これは官民比較方式ですから、ことしの場合です。昨年の場合もプラスの勧告でございましたが、逆に民間のほうが非常に状況が悪いときには比較をすると公務職場のほうがプラスになるわけですから、そのときには逆にマイナスの勧告であったり、それから凍結であったりこうしたことも、これまで数年本当にありました。決して毎年毎年給与が上がっていくということでは決してございませんで、官民比較をしながら、マイナスのときはマイナスの勧告、凍結をするときには何も手をつけない、プラスのときにはプラスの勧告が出ると、こういうことで対応をさせていただいておりますので、その点御理解を賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 官民格差をなくすという意味で、人事院勧告は行われると言われたんですけど、官民格差、日本平均で言うてるんか、ちょっとようわからんんですけど、大都会とこちらの中山間地とか、そういった地方とでは、全然、差があると思うんです、給料のあれが、ほんで、吉賀町を見ると、やはり、官民格差は反対に、官のほうが高くして民が低いという、そういう状態になっているので、そこら辺で、給料を上げる場合も、やはり、周辺の企業あるいはそういったところの実態を見て、それで判断すべきと思うんですけど、そこら辺はどういうふうにご考慮されるのか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） これも昨年の質疑の中でもお答えをさせていただいておりますけど、当然、国の人事院勧告は日本全体、オールジャパンで試算をしますから、ことしの場合で申し上げますと、事業規模が、いわゆる従業員の規模が50人以上で、1万2,500カ所で55万人というように聞いておりますけど、その平均をとったということでございます。ですから、国家公務員はそれに準じて、今回、勧告で0.1%ベースアップをするということでございます。

じゃあ、その国家公務員が、首都圏だけ、あるいは、その町場だけにいるかということ、決して、やはりそうではないわけです。こうした中山間地で、その出先の機関があれば、そこでも勤務をさせていただいておるということですから、じゃあ、その方々と地方で勤務しておられる国家公務員の方と、やはり、地場の民間の給与を比較したときにどうかというのは、やはり、同じような議論だと思います。ですから、これも島根県の場合、都道府県の場合も同じでございます。です

から、やはり全体の給与のあり方がどうかということで勧告なりをするわけでございます。ですから、吉賀町の場合は、独自の、その官民比較方式を持っておりません。これは、全国1,700、1,800近い自治体の場合も、これは同じでございます。そうした、やはりすべを持っていないからこそ、国の人事院勧告なり、各都道府県の人事委員会に準じた形で給与改定をさせていただいて、それによって、いわゆる給与体系を確保していこうというのが、今、全国の各地方公共団体、とりわけ、その市町村の対応の仕方ではないかというふうに思っております。

8番議員、以前から言われるとおり、じゃあ、吉賀町内の、いわゆる、その役場と、この町内の民間の事業所との差異はどうかということで申し上げますと、そこには、やはり乖離があるというのは、私も承知をしております。じゃあ、そこへ公務職場の、役場の職員の給料をとということになりますと、なかなか、先ほど、申し上げましたように新しい人材を確保するというところからも考えましても、全国自治体が行われる給与改定の方法をやはり、踏襲していく方法しかないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。

質疑がないようですので、日程第7、議案第78号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第8. 議案第79号

○議長（安永 友行君） 日程第8、議案第79号吉賀町地区集会所施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第79号吉賀町地区集会所施設条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町地区集会所施設条例（平成17年吉賀町条例第92号）の一部を別紙のとおり改正する。令和元年12月5日提出。吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、企画課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 企画課の深川でございます。

議案第79号吉賀町地区集会所施設条例の一部を改正する条例についての詳細説明をいたします。

参考資料17ページに新旧対照表を掲載していますので、ごらんくださいませ。

この議案は、地区集会所施設条例の別表で表記されています、上福川集会所及び重則集会所につきまして、地元の申し出により、集会所としての機能を廃止したことにより、行政財産から普通財産とするため、当該集会所の表記を削除する一部改正でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を許します。質疑はありますか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） この条例からのけた後の、活用、処分の方法等について現状でどのような検討が進められているか聞きます。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 現状ということで報告させていただきます。

平成30年に指定管理の地区から指定管理を終了したいということで申し出がありました。その後、一つの集会所につきましては、地権者と相談、いろいろ協議を重ねた結果、解体して返してほしいということでございましたので、現在、その方向で調整中でございます。

一つの集会所につきましては、まだ結論が地権者との間で出ておりませんが、地権者の方は、土地の売買等も、町で引き取ってもらえるなら売買してもいいという意向はありますが、なかなか建物の後の活用が、まだまだできておりませんので、現在、協議中ということで御理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 二地区の集会所は、地元からの要請でなくすということなんですけど、今後、そういうことが出てくる可能性が大いにあると思うんですけど、そういった、なくす場合の基準とか、そういうなんはあるんですか、地元が要望があれば行うという、そういうことですかね。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

基本的には、地元の要望というのを第一に考えていかなければならないと考えております。

現在、ほかにも、もう廃止したいというところがございますが、なかなか、後の活用というところにならないことが多いので、地元の意向を第一優先としたいと考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 基準はないという理解でいいですか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 町としてここはなくす、ここはなくさないという基準は、今、持ち合わせておりません。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） そういう基準じゃなくて、要望があったら、これこれに該当するから、それでは要望に沿いましょうというような、そういった該当する項目というようなのがあるかということなんですけど。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 地区集会所は、旧六日市エリアも旧柿木エリアも五十数カ所あるわけですが、もともとの地区集会所の成り立ちというのは、あくまで地元の要望によって、行政が準備させていただく、ですから、地元が土地は準備しますが、その地区集会所については、行政のほうで建築をしていただきたいと、こういったことです。ですから、地元の要望に基づいて行政が施した施設でございますので、いろいろな事情の中で、その集会所の活用であったり、集会所の維持が、もう大変なんだということで、その地元のほうから、そのもともとあった要望が、その数年たつ中で必要性がないということになれば、そこが一番の基準だと思います。地元からの、用途として必要なくなったという申し出があれば、そこはやはり行政としては尊重していかなければならないというふうに思っています。

ただ、あとは、先ほど担当課長も申し上げましたけど、あくまで地元の要望でとはいいいながら、行政のほうで建築してきたものでございますので、後々のその有効活用であったりというのは、考えていかなければならないと思いますが、ただ、どうしてもということになれば、解体撤去する、そして、土地の部分は民地になるわけでございますから、特に地主の方の御要望で、もう解体撤去して土地を戻していただきたいということになれば、そのような御要望にもお応えをしていかなければならないということでございますから、行政といたしましては、申し上げましたように、地区集会所、どうするか、用途を廃止するかどうかという基準、具体的なものは、当然、持ち合わせておりません。それは何かというと、やはり一番は、地元のほうからの、そうした用途がなくなった、必要なくなったということが大きな判断材料になるのではないかと考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今、借地に建っている分については、地代が発生をしているということでよろしいか聞きます。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 土地の借地代につきましては、以前、全員協議会でもお示しいたしましたが、町の土地に建てている3カ所の集会所につきましては、現在、町が土地使用料をいただいております。地元で用意した、済みません、ちょっと箇所数が今、手元にございませんが、用意していただいた土地につきましては、地区で、その所有者へ土地料を払っている案件があります。

そういう事例があるということで説明させていただきます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 済みません。質問が正確でなかったと思います。今の言われたとおりのことです。2つのことについてお願いします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 今回該当する2つの集会所につきましては、地区のほうで地権者の方へ借地代を払っております。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 今、上福川と重則の地区の集会所、地元はもう要らないからということで廃止するということですが、将来、もしもこの地区でまた集会所が必要となるということが生じた場合には、どのように対応されるわけですか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 現在におきまして、地元の地区の方との協議で、もう集会所の維持管理ができないからということで、協議、申し出をいただいておりますので、今後はそのようなことはないと判断して進めているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 今後、そういうところはないということは、要は、もうこういうところには、人口、人をふやすという予定はないということと受け取ってよろしいですか。

町の施策として、ここにはもう人は入れないんだというふうにとれないとも感じますがいかがでしょうか。そのような方向で行政をされるということでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 我々といしましては、そういうことで今回の廃止の条例、一部改正をさせていただいたわけでは、決してございません。

先ほどから申し上げておりますように、自治会としての運営であったり、自治会がその施設を管理運営するのが非常に困難になったという中で、地区集会所としての用途を廃止をさせていただきたいということでございます。

ただ、その中で解体撤去ということになりますと、形としてはなくなって、その土地も、いわゆる、その地権者の方に、更地で、いわゆるお返しをするということになりますので、仮に、今、6番議員がおっしゃられたように、UIターンの方、移住者の方が、またそうしたところにふえて、その自治会がまた元気になってということは、これは我々も大歓迎でございます。そうした移住、定住の支援は当然、していかなければならないわけでございますけど、その部分と、今回の、いわゆるハードの部分のところとは、幾らか考え方が違うところございまして、じゃあ、それを数十年後を見越して、今のその地区集会所を維持をしながら残していくというのは、これは、やはり用途がない中では、非常に難しい部分もございまして。なかなか頻度のないところに対しても公費は、やはり投資をしていかなければならないということございまして、それとか、あるいは一旦、ほかの方に譲渡を差し上げてほかのことで使っていただいて、またそうしたことが必要になれば、その譲渡を、またやめて公共の行政施設として集会所へということも、それはできない話ではございませんけど、それは、やはり難しいことではないかということでございまして、地元のほうから、将来のところも見越して、今回、申し出があったということでございまして、今回、こうした一部改正の措置をとらせていただいたということでございまして。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 町有地に建っている集会所には、地元民から地代をいただいているというには、一律のことなんですか、何か基準があるちゅうことですかね。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。土地の評価額等を基準にしまして、一定の率により算定をしております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。

質疑がないようですので、日程第8、議案第79号吉賀町地区集会所施設条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第9. 議案第80号

○議長（安永 友行君） 日程第9、議案第80号吉賀町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第80号吉賀町災害弔慰金の支給等に関する条例の一

部改正についてでございます。

吉賀町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年吉賀町条例第102号）の一部を別紙のとおり改正する。令和元年12月5日提出。吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） それでは、議案第80号吉賀町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての詳細説明をさせていただきます。

参考資料の18ページ、19ページをお開きいただきたいと思います。

今回の改正についてでございますけれども、こちらにつきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法律の施行令の改正により、一部改正を行うものでございます。

今回の法律の改正によりまして、災害時に貸し付けとして受けられる災害援護資金について、市町村の判断により、貸し付けの利率の設定が可能になったことや、貸し付けの際の保証人の有無や償還方法についても、市町村の実情に合わせた対応が可能となったものでございます。

また、災害弔慰金を支給する際、迅速に支給をしていかなければならないということで、死亡や障害と災害との因果関係を調査、審議するため、災害弔慰金等の支給審査委員会設置、この部分についても法律により努力規定が設けられました。

以上のようなところを踏まえまして、今回、一部改正をさせていただきたいという内容でございます。

参考資料の18ページでございます。まず、14条のところでは現行では利率ということで、災害援護資金据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き、年3%という規定としてございましたけれども、こちらのほうに、改正案のほうでは、まず、14条の第1項で保証人を立てることができるとし、第2項におきましては、保証人の連帯債務負担の規定をしておるものでございます。第3項におきましては、保証人を立てた場合の資金貸し付けについては無利子とし、第4項においては、保証人を立てない場合の利率についての規定ということで、年率については3%以内で、市町村で設定ができるということに法律が改正されましたので、近隣、益田市、津和野町と合わせまして同様の利率1%にさせていただいておる内容でございます。

続きまして、第15条につきまして、災害援護資金の償還についてでございます。現行法におきましては、年あるいは半年単位での償還というような規定でございましたけれども、この部分に月単位での月賦償還というものを新たにつけ加えさせていただいたところでございます。

それから15条の第3項につきましては、償還の際の支払猶予、償還免除、報告、一時償還、

違約金等について、この部分については法律や政令の規定により対応する旨の記載をさせていただいておるところでございます。

19ページのところに行きまして、第5章につきましては、雑則ということで、先ほど申し上げました支給審査委員会の設置ということで、第16条の1項から3項にかけて、災害弔慰金及び災害障害見舞金支給に関する事項を調査、審議するための委員会設置のための規定を設けさせていただいております。

そういった内容で、今回、一部改正のほう、させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 全文を私もちよっと掌握していないんで、期間等調べておりませんが、この据置期間というのは、現在のところ、何年ぐらいにしておられるのか、実際、最近、各地で起きている災害におきましても、結構、資金等の返済のことが報道等でされておりますけれども、短い期間なのか、20年、30年というような期間になっておるのか、その辺のことをお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

まず、据置期間につきましては、通常原則3年になってございます。特別の場合であれば、5年までの据え置きは可能となりますが、原則的には3年ということで、そういった部分について、一応法律上償還期間は、据置期間を含む10年ということになっております。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 雑則の支給審査委員会の設置が新たについたということですが、その前段に今の災害援護資金の件では、この災害援護資金を受けるのも、そういった審査機関があるのかなのか、また一緒に支給審査委員会の中にも入っているのかどうか聞きます。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをさせていただきます。

今回、新たに設けさせていただく支給審査委員会、こちらにつきましては、災害援護資金の貸し付けの決定というところの部分ではなく、災害によってお亡くなりになったり、あるいは障害等々受けられた方に対します弔慰金でありますとか見舞金、こちらのほうを迅速に決定していくための審査のために設置をさせていただくものでございます。

実際にお亡くなりになった方、あるいは障害を受けられた方等々が、災害で受けられたのかど

うかというようなところにつきまして、なかなかその因果関係をいわゆる自治体だけで審査をするのは非常に難しいというところが全国的にも起こっておりまして、要はその委員さんの中に医師でありますとか、あるいは弁護士さん、あるいは社会福祉士といった専門の方々に入っていて、その災害との因果関係の部分を調査、検討をしていただくというために設置をさせていただくものでございまして、弔慰金及び見舞金の判定をさせていただくということになるうかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 1 番、桑原議員。

○議員（1 番 桑原 三平君） ということは、2つの審査機関がこれからは存在するという理解でよろしいですね。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 2つといいますか、支給審査委員会については弔慰金と見舞金について、それから災害援護資金の貸し付けについては、町のほうで判断をさせていただくということになると思います。

○議長（安永 友行君） 8 番、大庭議員。

○議員（8 番 大庭 澄人君） 災害援護資金の件で、保証人を立てる場合と立てない場合で若干利息が違うみたいなんですけど、保証人を、災害に遭われた方というのは、人権上にしましても、差別すべきではないと思うんですよね、その中で保証人が立てられない人には、1%の利息を設けるというのがあるんですけど、そこら辺がちょっと理解できないんですけど、保証人を立てないと援護資金も難しくなるのも含めてということか、その2点。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） このたび、法律の改正によりまして、貸し付けの際にこれまでは保証人というものを求めておりませんで、設定しておりませんでした。

保証人を立ててないということでございます。設定がないということでございますので、貸し付けを受けた場合には、年間3%の利子を負担をしていただく必要があったということでございます。

このたびの法律の改正によりまして、保証人をつけるということが可能となりましたので、保証人をつけていただいた場合については、貸し付けの利率については、無利子とさせていただく。

保証人を立てずに借りられた方につきましては、年間の利率を1%ということで3年間は据置きをさせていただいて、償還をしていただくというような形に整理をさせていただいたという内容でございます。

○議長（安永 友行君） 8 番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 事情によって、保証人を立てられないケースがあると思うんですが、そういった場合、不幸にして災害を受けられた場合の、そういう援護措置というものがちよっと考えられてないと思うんですけど、保証協会があるけど、そこにいけば無利子とするとか、そういった方法は考えられないのですか。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 今回保証人を設けていただくことで、無利子とさせていただくというような形にさせていただいたところでございます。

例えば、個人保証というような形ではなく、そういった保証協会といったようなものが果たしてこの部分に設定することが可能か、その部分を含めて、可能なものなのかといったところにつきましては、ただいま明確にお答えすることができませんので、後ほどまた後日答弁のほうをさせていただけたらというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ただいまの8番議員の質問に対しては、後日最終日の質疑になるかと思いますが、課長のほうから答弁していただきます。

質疑がないようですので、日程第9、議案第80号吉賀町災害弔慰金等の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

ここで10分間休憩します。

午前11時13分休憩

.....

午前11時22分再開

○議長（安永 友行君） それでは休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第10、議案第81号

○議長（安永 友行君） 日程第10、議案第81号吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第81号吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年吉賀町条例第18号）の一部を別紙のとおり改正する。令和元年12月5日提出、吉賀町町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 失礼いたします。それでは、議案第81号吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての詳細説明をさせていただきます。

参考資料20ページから50ページでございますけれども、非常に膨大な量でございますので、要点を絞った形での説明となりますことを御容赦願いたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、今回の条例改正ですけれども、ことし10月の消費税率の引き上げによる財源を活用いたしまして、国が幼児教育・保育の無償化実施に向けて、子ども・子育て支援法や関係政令等の改正が行われました。この改正によりまして、ことしの10月からは3歳から5歳児まで、小学校就学前のお子さん、それから住民税非課税世帯におられるゼロ歳児から2歳児までの保育が必要なお子さんが施設等を利用した際に要する費用について支給をし、利用者の負担を無償化するという内容のものでございます。

こちらの財源につきましては、平成31年度分については全額、国が負担をし、令和2年度からは国が2分の1、県4分の1、町4分の1の負担となるというものでございます。この上位法改正によりまして、今現在町が実施をしております本条例の一部を改正する必要性が生じたということで、今回提案をさせていただくものでございます。

まず、20ページのところをお開きをいただきたいと思います。新旧対照表を50ページにかけて、載せさせていただいておりますけれども、一番今回の改正で多い部分といたしますのが、今回の法改正によりまして、子育てのための施設等利用給付にかかわるものと、子どものための教育・保育給付にかかわるものとの区分が必要になってまいりました。このため、20ページの第2条で条例上の定義がございますけれども、（9）でございますけれども、現行では「支給認定」という表現となっておりますけれども、こちらのほう、が改正案のほうでは「教育・保育給付認定」という、こういった表現に変わったものでございます。

この部分につきましては、随所に出てまいりまして、47ページのところまでで100カ所を超える変更・改正というものになっております。こちらが一番多い改正となっております。

続きまして、同じく第2条のところにつきまして、（12）から21ページの（19）のところにつきましては、今回の上位法改正によりまして、新たに定義が必要になった文言を追加等をさせていただいております。

それから、21ページの第3条、一番下のところでございますけれども、この条例の一般原則

というところでございますが、今回の法改正によりまして、新たに子どもの保護者の経済的負担軽減への適切な配慮について、法律において基本理念が設けられたということでございますので、この部分について追加をさせていただいておるものでございます。

それから、22ページのほうに行ってくださいまして、第5条中の利用者負担とあります部分でございますけれども、今回の改正で、先ほど申し上げましたとおり、利用者負担については、国の制度で言いますとゼロ歳児から2歳児までの住民税課税世帯のみ利用者負担が生じてまいりますので、その部分を規定するために「13条の規定により」という内容に変更させていただいておりまして、同様のところで、参考資料25ページの13条、右側のところをごらんをいただきたいと思っておりますけれども、第13条の利用者負担額の受領についてということで、こちらでゼロ歳児から2歳児までの住民税課税世帯のみ、利用者負担の支払いを受ける旨の改正となっております。

しかしながら、吉賀町におきましては、現行施行規則におきまして全ての利用者負担の免除を行っているという規定でございますので、町におられる方の場合はこの0歳児から2歳児までの住民税の課税世帯の方にも、利用負担が発生してくることはございません。

それから、今回、追加で町に関係があるところといたしますと、26ページをごらんをいただきたいというふうに思います。26ページの第13条第4項の第3号、(3)の第3号についてでございますけれども、これまでは主食にかかる食事提供費用を施設において、提供した場合、受領できるというような規定でございましたけれども、今回この部分に加えまして、副食費、いわゆるおやつ代の提供についても一部の保護者を除き受領ができるというような形となっております。

一部の保護者を除きというようなところで申しますと、例えて申しますと小学校就学前、いわゆる3歳から5歳までの、その同一世帯におられる住民税がかかっておられる方の所得割の合算額が7万7,101円未満である場合については、この副食費の受領について免除ができるというような新たな規定が出てまいりました。その他、小学校までにおられるお子さんの人数でありますとか、そういった部分も、ある基準以上でありますと副食費の部分の受領を免除することができるというような、改正の内容となっておりますのでございます。

以下、28ページ以降の部分につきましては、もろもろ改定がございましたけれども、直接、町の保育事業等々の部分については、余り直接的な影響はないというふうに考えておりますので、大変大量のものを簡単な説明とさせていただくことを御容赦願ひまして、以上で詳細説明とさせていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 済みません、ちょっと私のとりようがまずいかわかりませんが、今の説明の中で、副食費の負担をする者が出てくるということですか。そこを吉賀町の場合は無償となっているのか、そのあたりのこと、ちょっとお願いします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えいたします。済みません、説明が不十分で申しわけございませんでした。

今回から、副食費の受領を施設側はできるということになっておりますけれども、吉賀町の場合はおいては、食費部分も含めて保育料については全て無償化をしておりますので、新たに発生をしてくるということとはございません。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです、質疑はないようです。日程第10、議案第81号吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第11. 議案第82号

日程第12. 議案第83号

日程第13. 議案第84号

○議長（安永 友行君） 日程第11、議案第82号吉賀町定住促進住宅条例の一部を改正する条例についてから、日程第13、議案第84号吉賀町特定優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、3件につきまして一括で上程をさせていただきます。

まず、議案第82号吉賀町定住促進住宅条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町定住促進住宅条例（平成17年吉賀町条例第18号）の一部を別紙のとおり改正する。令和元年12月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

これは家賃改定と、もう一つは以前から3番議員のほうから御指摘等もいただいておりますが、新宮住宅のあり方を改めるべきだという御指摘がございました。制度内容いろいろ担当課のほうで整理をさせていただいて、今回——後ほど説明をさせていただきますが——ほかに町内にあります定住促進住宅と同列で整理をさせていただきたいという内容でございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第83号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町営住宅条例（平成17年吉賀町条例第167号）の一部を別紙のとおり改正する。令和元年12月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

この件も後ほど説明をさせていただきますが、ああして4,000人近い方から要望書が出されました。その中の一つとして、町内企業の従業員確保のためにいろいろな施策を展開をしていきたいという強い要望がございました。

今回、この条例の改正によりまして、今、町営住宅に入居の際に連帯保証人2名をつけていただく、特に町内居住の方ということで2名に限定をしておりますが、これを幾らか入居条件を下げ、使い勝手のいいような手続にさせていただいたらということで2名を1名にというような内容でございますので、御理解を賜りたいと思います。

入居要件の緩和を図ったということでございます。それによって、従業員確保の一助になればということで準備をさせていただいたものでございます。

最後、議案第84号は吉賀町特定優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町特定有料賃貸住宅条例（平成17年吉賀町条例第168号）の一部を別紙のとおり改正する。令和元年12月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

これにつきましても、先ほどの第83号と同じように入居要件を緩和をさせていただいて、従業員の確保につなげていきたいという思いで準備をさせていただいたものでございます。

以上3件につきまして、所管をいたします税務住民課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 失礼します。それでは、議案第82号から84号まで一括で説明させていただきます。資料は51ページのほうからになっていきますのでよろしく願いいたします。

議案第82号から84号まで、関連しますので一括説明をさせていただきたいと思います。今回の条例改正で、それぞれの条例において同様の取り扱いとなった部分を、まず先に説明させていただきます。

かねてから、さまざまな方から要望のありました保証人ではありますが、従来は町内に居住する2名の方が必要でありました。近年は運用で、2人のうち1人は町内居住者をお願いしていたところでございますが、この規定についての今議会で議決を賜りますと、今月末の募集から保証人は1人とし、吉賀町の居住条件も外すという改正を行いたいということでございます。

また、従来は運用において法人の保証は認めておりませんでした。今後、法人の保証につき

ましても認める運用を行ってまいりたいというように考えているところでございます。

それでは、第82号吉賀町定住促進住宅条例の改正ですが、参考資料51ページをお開きください。

最初にあります4条の改正であります。次の別表の改正と関係がありますので、まず別表のほうの改正の説明をした後で説明することとしたいと思います。

別表の改正ですが、吉賀町定住促進住宅の家賃の見直しについてです。この住宅はグレースマンションと呼ばれるみろく苑の隣の住宅です。建築は昭和52年から53年のもので、道路公団から購入したという経緯があります。建築から既に40年以上たっておりますし、吉賀町としては平成9年度からの供用を開始したところでありますが、それにしても20年以上の経過をしておると。老朽化もかなり進んでおるということでありまして、家賃は当初のままということになっています。

今回、家賃について、現在の基準で、経年係数などの勘案を行いまして再計算した結果、新旧対照表——一番上のところですが——のようになったということでもあります。昭和52年建築の2LDKについては現在3万5,000円のところですが、計算の結果3万2,000円、その下の部分については4万2,000円のところが3万8,000円、それから53年建築の3LDK、4万円については3万6,000円、昭和53年の4LDKについては5万円が4万5,000円と見直しをしたいということでもあります。

今後、その他の住宅も含めまして——その他というのは定住の関係ですが——、5年ごとに再計算をしていきたいというふうに考えているところであります。

次に、52ページ——済みません、お開きください——、の改正です。先ほども町長も申し上げましたが、新宮住宅を定住促進住宅として加える改正を行うというところであります。

それから、済みません、もう一回もとに戻ってください。51ページの第4条の関係です。これにつきましては、今回提案させていただいた新宮住宅が单身用の部屋もあるわけです、住宅です。従来、定住促進住宅につきましては世帯用のみの供用であったために、ここで入居資格としてただし書きをつけて、その中で世帯用に限るといったものをつけたということでもあります。

それから、保証人の関係です。この定住促進住宅条例の中には特に保証人のことを書いていないですが、この条例の第7条のところに吉賀町営住宅条例の規定を準用するといった部分が書いてありまして、その準用の中に、この保証人の項が入っておりますので、今回この改正には載っておりませんが、吉賀町営住宅条例の改正が承認されましたら、その時点でこちらのほうもは有効ということになるということでもあります。

附則のほうですが、済みません、附則を見ていただきたいと思いますが、この条例第1条のほうで、令和2年の4月1日から施行したいという考え方です。第2条のところで新宮住宅

の廃止をうたっておりまして、第3条のところで、既に新宮住宅に居住されている方の処分とい
いますか、その点については有効であるということで、入居者の保護をうたった部分を第3条に
載せたところであります。

議案第83号、それから第84号であります。これにつきましては先ほど町長のほうからも
言いましたが、保証人をそれぞれ1名とする、吉賀町の居住条件を外して1名とするという改正
を載せさせていただきました。

以上、簡単ですが、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、担当課長よりの詳細説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 連帯保証人というのか、保証人のことで聞きづらかったので確認
いたしますが、家賃の保証をする保険に入っとれば保証人は要らないということによろしいん
ですか。それともその保険があればもう保証人は要らないのか。それとも、その保険があっても保
証人は要るのかだけちょっと確認したいと思います。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 以前、6番議員さんの質問のあった保証会社の件です。調べた
んですが、保証そのものが、以前ですが、そのときですんで、その該当する部分がわからなかつ
たという経緯もありますし、長い間ずっと入られたら、従来から住宅に入られている方、その何
十年もおられます。本当に保証会社が、何十年間を保証してくれるのかどうなのかということもあ
るんだろうというように思っております。そうはいつでも居住条件等を緩和しましたんで、よ
そから来られた人、地元におる親御さんでも保証人になれるということで、1人でいいというこ
とでありますんで、ちょっと調べてみないとそこまではわかりませんが、保証会社が保証する
という考え方には立っていない、それを認めるというような考え方には立っていないというこ
とを御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 先ほどの答弁ありました保証会社の件ですけれども、それは吉賀
町という区域を限っていくと対象になる業者は存在しないであろうと思いますので、再度確認を
お願いをしたいということをもとにまず述べて、お聞きをいたしますが、まず、保証人を必要とする理
由、それと現在入居中の方への保証人の変更手続、また確認等については行われているのか、こ
れ2点お聞きします。

○議長（安永 友行君） 齋藤課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 保証人、調べてみますと、やはり亡くなった方とか、そのまま
放置されている部分があるわけです。今回、この条例改正等の見直しによりまして、この部分に

については厳正に1名の保証人ということで再度確認して、入居者については対応していきたいというふうに考えているところです。

本来、保証人が必要かという部分であります。この辺につきましても、行政として住宅料を確実に徴収するという意味で保証人をとっているという部分はあるわけです。その部分で保証人の部分は2人から1人というようにしたわけですが、国等の今の流れを説明しますと、保証人、これは特に都会地での居住等が影響するんだらうというように思っておりますが、要するに町営住宅、そういった一番低下層の人が入る住宅を想定されております。若干、吉賀町の場合は住宅の困難者、そういった低所得という部分ではなくて、ほかに民間がいっぱい、アパート等、そういったものが供給される地域においてはいいと思うんですが、なかなかそういうのはないんで、町営住宅において居住の用を一般の住民の方にもしているというような部分が、吉賀町の場合は大きいんだらうというふうに思っております、保証人については1名をお願いしたいと。国として、そういった都会地なんかでは所得のある人は民間の住宅に入っていて、一番、低下層、実際に所得が月15万円以上あると入れないというようなところです。そういった方が、年金とか年寄りの方があると思うんですが、なかなかそういった状況にはない、定住住宅等で所得のない部分もあったりします。そういった部分から、やはり保証人については、1名をお願いしたいという考え方です。国としては、セーフティーネット的な住宅という部分で、保証人については、今後の是非について協議されておりますし、保証人もなくても入れるような方策を、今、国としてはそういった方針で考えられているようでありますが、吉賀町の場合は、やはりそのほかの住宅なり状況が違うというように考えておまして、1人の保証人はとっていききたいというふうに考えているところです。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 使用料を確実に徴収できるようにという意味での保証人だということでお聞きしますが、実際に保証人を通じて住宅使用料を徴収した量というか、どのくらいのものがあるのか、1年間の中でどのくらい取れているのか、その点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 斎藤課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 保証人さんに、あくまでも本人さんとの交渉が第一なんです、ずっと滞納が続いて高額になっている方については保証人さんのほうに照会して——保証人さんから取ったという実績はないんですが——そのほうからの働きかけによって、幾らか収納していくということは、そういう実績はありますが、現在のところ、保証人さんから幾らか取ったというようなことはありません。

○議長（安永 友行君） ありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 保証人に個人の人ではなくて、法人格のあるところが保証人と

しても採用されるのか、その点についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 齋藤課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） これも先ほど申し上げました、法律で保証人が法人ではいけないというような部分はないわけです。運用で、保証人さんですんで、家賃の滞納のときの保証とといった部分があって、やはり法人ということになりますと、島根県内全ての町村で法人を認めるところはないわけですが、そういった個人の保証をしていただくところの部分で、どうなんだろうかというようなこともあったり、あと、その人が会社をやめられた場合に、ずっとそのまま保証していただけるものかどうなのかというのこともあったりして、保証の部分、法人についてはしていなかったわけですが、その辺については、保証人をかえることもできますんで、その辺でしっかり対応させていただいて、法人を認めないという法律もないわけですから、法人を信じるといいますか、信頼関係の上で、法人も運用的に今後認めていきたいというように考えているところです。

○議長（安永 友行君） 質疑はよろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第11、議案第82号から日程第13、議案第84号までの質疑については保留をしておきます。

日程第14、議案第85号

○議長（安永 友行君） 日程第14、議案第85号吉賀町障がい者地域活動支援センター条例を廃止する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第85号吉賀町障がい者地域活動支援センター条例を廃止する条例についてでございます。

吉賀町障がい者地域活動支援センター条例（平成19年吉賀町条例第5号）を別紙のとおり廃止する。令和元年12月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

条文をつけております。吉賀町障がい者地域活動支援センター条例は廃止するというので、公布の日をもって施行ということでございます。御案内のとおり、新しい施設が完成したことに伴いまして、現行の条例については廃止をするという内容のものでございますので、御理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 本件については詳細説明はありません。

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 廃止をされた施設ですけれども、今後の活用等に向けた検討の状

況を、また、スケジュール等がありましたらお願いします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

今後の活用方法等々についてどのようにするかという部分につきましては、現在、次世代育成協議会のほうの専門部会のほうで、活用方法について、今、議論を行っておる最中でございます。予定といたしましては、年内のところでその方向性を出していきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第14、議案第85号吉賀町障がい者地域活動支援センター条例を廃止する条例についての質疑は保留をしておきます。

ここで昼休み休憩とします。休憩します。

午前11時57分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き午後の会議を開きます。

日程第15、議案第86号

○議長（安永 友行君） 日程第15、議案第86号平成31年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第86号平成31年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、平成31年度吉賀町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成31年度吉賀町水道事業会計予算（以下「予算」という。）、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず、収入でございます。

第1款水道事業収益2億4,258万4,000円に87万6,000円を追加し、2億4,346万円。内訳といたしまして、第1項営業収益1億1,313万8,000円に44万4,000円を追加し、1億1,358万2,000円、第2項営業外収益1億2,944万6,000円に43万2,000円を追加し、1億2,987万8,000円でございます。

支出でございます。

第1款水道事業費用2億3,686万6,000円に155万2,000円を追加し、2億3,841万8,000円。第1項営業費用でございます。2億1,000万2,000円に155万2,000円を追加し、2億1,155万4,000円でございます。

第3条、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費「1,684万4,000円」を「1,683万8,000円」に改める。

令和元年12月5日提出、吉賀町水道事業管理者岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします建設水道課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、議案第86号平成31年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）について、詳細説明をさせていただきます。

ページ、10ページをお開きいただきたいと思います。10ページでございます。

平成31年度吉賀町水道事業会計補正予算説明書でございます。

収益的収入及び支出でございます。上段の収入から説明をさせていただきますと思います。

款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益でございます。右へ進んでいただきまして、節の3分担金でございます。金額といたしましては44万4,000円でございます。内訳といたしましては、加入者分担金の実績に応じた変更ということでございます。

続きまして、目3長期前受金戻入でございます。この部分につきましても、右へ見ていただきまして、節の1、節の2、節の6とございます。1といたしまして、国県補助金の戻入、これを3万6,000円の減額でございます。節の2他会計補助金の戻入でございます。これは6万2,000円の増額でございます。節の6工事負担金戻入でございます。これは40万6,000円の増額でございます。

この戻入金でございますけれども、予算をつくりました当初が今年の今ごろということになっております。そういたしますと、どうしても見込みの数値ということになりまして、今回、確定値ということになりましたので、確定値に変更させていただきたいという数字がこの数字でございます。

この内容につきましては、下の節の一番下でございます。これは支出の減価償却費でございますけれども、ここに27万1,000円の増額というふうになっております。この減価償却費と連動してまいりまして、減価償却をするというところと一緒に同じ率で戻し入れ、つまりは、減価償却は建物が建って経年変化で金額を計上してまいりましてけれども、それと同じように、つくるたびに補助金等々のお金が収入しております。その収入を同じように、減価償却と同じように、今度は収益のほうへ割り振ってまいりましてものが戻し入れという作業でございますので、この部分

についてのお金と、それから減価償却のお金が確定値として変更させていただきたいという数字の内容になっているところでございます。

続きまして、10ページ、左側のほうでございますけれども、支出の枠でございます。

款の1水道事業費用、項の1営業費用でございます。目の1原水及び浄水費でございます。変更いたします金額が、合計いたしまして49万5,000円でございます。内訳といたしましては、右側に進んでいただきまして、節の22、23でございます。

まず、節の22修繕料でございます。ここにつきましては、中河内ほかといたしまして127万円を計上させていただいているところでございます。

この内訳でございますけれども、まず、伊豆原浄水場のナンバー1のポンプが故障しております。その修繕費でございます。伊豆原浄水場と申しますのは柿木地区、それから白谷地区、それから下須地区をエリアカバーしております、この一番大もとの水源でございまして浄水場でございます。この部分につきましてはの井戸からのくみ上げ用のポンプが1台故障したというところで修繕をしたいというものでございます。58万3,000円でございます。

それから、中河内浄水場の膜ろ過装置の修繕費、これが15万4,000円でございます。この中河内浄水場でございますけれども、柿木村椋谷、中河内地区にございます水道施設でございます。ここの浄水施設は膜を使用した浄水を行っております。膜ろ過というふうに申します。膜でこしますので、通水をしておりますと膜の小さな網目が詰まってまいりますので、一定時間を超えますと逆に水を送ってやって、膜に詰まった不純物といいましょうか、そういったものを取り除きます。逆洗と申しますけれども。その逆洗をする装置が故障しております。この装置の修繕をしたいというのが内容でございます。

それから、そのほかにいたしましては、施設の修繕料としまして53万3,000円でございます。これにつきましては、施設もかなり老朽化をしているということで、伝送系、リレーが飛んだりとかいろんなことをいたしますので、そういった部分についての金額といたしまして修繕費を計上させていただきたいというのがその内容でございます。

続きまして、目の2でございます。配水及び給水費でございます。先ほどは原水と浄水をつくるための費用の範囲でございますけれども、これからは目の2といたしまして配水及び給水、配水池から各家庭へ行くまでの間の経費に係る分でございます。

右に見ていただきまして、節の22修繕費、それから節の25工事請負費でございます。それぞれ説明をいたしますと、まず、節の22修繕費の減額部分でございます。これは、簡単に申しますと管路等の破損が起こった場合の修繕をする費用でございまして20万5,000円の減額。

そして、節の25といたしまして工事請負費でございます。147万4,000円。これは伊勢原地区の水道管移設工事でございます。この部分につきましては、伊勢原地区の箇所道路が

直角に曲がっているところが町道がございまして、その部分に配管をしております管が直角に曲がるとの関係で、どうしても内側へ内側へとショートカットしている関係で、お宅が増築をしていく段階で非常に接近をしまっていました。工事ができない、もし漏水等が起こった場合に工事ができないということで、この部分については、15メートルから20メートル範囲のところにありますけれども、少し道路側の中央へ寄せたいということで、そのお金を計上させていただくというところがございます。

その下でございますけれども、49万5,000円。これは、朝倉地区の減圧弁分解・点検工事の減額でございます。49万5,000円。これは圧力が高いと家庭内の水道管が破損いたしますので、減圧を適圧にしていくというものでございますけれども、49万5,000円の減額ということでございます。

今申しました目の1、2につきまして、修繕費、それから工事費、それぞれ計上させていただきました。増額するもの、減額するものがございます。この時点で減額というのはどうかというふうに考えられることもあろうかと思っておりますけれども、予算というものが限られております関係で、どうしても優先順位をつけてお金を歳出していきたいというところで、苦渋の選択をさせていただきながら、来年度に回せるものは回し、それから工事の——言うてみれば工事費が減額になったもの、差金等が出てきたものについては減額をして、今回したいという工事についての工事費を捻出すると、そういう形でやりくりをしながらやった結果が、こうした増額部分と減額部分が出てきているということでございますので、御理解を賜りたいというふうに存じます。

それから、10ページ目、左側でございますけれども、目の3総係費でございます。これにつきましては、給与改定に関するものでございまして、一般会計から支出される職員の部分と同じでございますので、この部分については割愛をさせていただきたいと思っております。

それから、目の4減価償却費でございますけれども、これにつきましても、先ほど申しましたように上記の部分の戻入金と連動してまいりますものでございまして、そういった部分での確定値に変更させていただきたいという数字、27万1,000円でございます。

以上、詳細説明を終わらせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、担当課長よりの詳細説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。——ありません。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第15、議案第86号平成31年度吉賀町水道事業会計補正予算（第1号）の質疑は保留をしておきます。

日程第16. 議案第87号

○議長（安永 友行君） 日程第16、議案第87号平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第87号平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,915万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,610万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和元年12月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

1ページ、第1表の歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございます。款6県支出金項1県負担金補助金でございます。4億5,284万8,000円に1億3,892万9,000円を追加し、5億9,177万7,000円。款8繰入金項1他会計繰入金です。6,557万3,000円に22万8,000円を追加し、6,580万1,000円でございます。これによります歳入の合計6億4,695万円に1億3,915万7,000円を追加し、7億8,610万7,000円になるものでございます。

2ページは歳出でございます。款1総務費項1総務管理費1,323万5,000円に22万8,000円を追加し、1,346万3,000円。款2保険給付費項1療養諸費でございます。3億8,470万4,000円に1億1,588万4,000円を追加いたしまして、5億58万8,000円でございます。2高額療養費5,600万8,000円に2,304万5,000円を追加し、7,905万3,000円でございます。これに伴います歳出合計でございます。6億4,695万円に1億3,915万7,000円を追加し、7億8,610万7,000円となるものでございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） それでは、失礼いたします。議案第87号平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の詳細説明をさせていただきます。

まず、歳出のほうです。6ページをお開きいただきたいと思います。

総務費、総務管理費、一般管理費でございます。001の人件費2万4,000円でございます。これは、午前中のところで給与改定条例等々に関連する部分での増額の補正となっております部分でございます。

それから、続きまして001の人件費、時間外勤務手当でございます。職員分の時間外勤務手当で年度末分にかけての6万7,000円の増額でございます。

それから、続きまして一般管理事務費、臨時雇用賃金ということで13万7,000円を上げさせていただいております。こちらにつきましては、基本的に保険給付等のレセプト、請求書の審査は国保連合会のほうに委託をしておりますけれども、実際、社会保険から国保への切りかえ等々による資格点検につきましては、それぞれの市町村のほうで実施をするようにという部分での県の指導がございまして、その部分につきましては、現在、取り組んでおるところでございますけれども、年度末にかけましても21日程度の作業が必要という見込みから、今回13万7,000円を増額の補正とさせていただいております。

それから、続きまして中段の款の保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費でございます。003のところでは1億1,588万4,000円の増額でございます。こちらにつきましては、一般の被保険者の方の療養給付費、ここ最近、安定傾向にありましたけれども、平成31年度の10月までのところでは対30年度と比較いたしますと、いわゆるがんでありますとか、脳血管疾患の治療を受けられる方が増加をしております。そういったところから、今回、年度末までで見込まれる1億1,588万4,000円を増額をさせていただき、一番下の一般被保険者の高額療養費、こちらにつきましても、療養給付費の増加に伴いまして高額部分も増加していくということで、2,304万5,000円を増額させていただいております。歳出については、以上でございます。

5ページのほうをお開きいただきたいと思っております。

歳入の県支出金、県負担金補助金と保険給付費等交付金でございます。先ほどの一般被保険者の療養給付費分と高額療養費の給付費の増額部分につきましては、島根県のほうより普通交付金ということで交付がなされてまいりますので、こちらの金額13万8,929円を計上させていただいております。続きまして……（「単位が1億」と呼ぶ者あり）失礼しました。1億3,892万9,000円を計上させていただいております。失礼いたしました。

続きまして、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金でございます。こちらにつきましては、先ほど総務費のほうで計上させていただいた部分の金額を22万8,000円、繰入金として計上させていただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。——よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第16、議案第87号平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の質疑は保留をしておきます。

日程第17. 議案第88号

○議長（安永 友行君） 日程第17、議案第88号平成31年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第88号平成31年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成31年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ124万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,814万5,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和元年12月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

第1表の歳入歳出予算補正をごらんください。

まず、歳入でございます。款1後期高齢者医療保険料項1後期高齢者医療保険料でございます。5,195万4,000円に95万2,000円を追加し、5,290万6,000円でございます。款4繰入金項1一般会計繰入金1億8,151万3,000円に29万4,000円を追加いたしまして、1億8,180万7,000円でございます。伴います歳入の合計2億3,689万9,000円に124万6,000円を追加し、2億3,814万5,000円でございます。

2ページは歳出でございます。款1総務費項1総務管理費962万1,000円に3万1,000円を追加し、965万2,000円。款2後期高齢者医療広域連合納付金項1後期高齢者医療広域連合納付金でございます。2億2,619万6,000円に121万5,000円を追加し、2億2,741万1,000円。これに伴います歳出合計2億3,689万9,000円に124万6,000円を追加し、2億3,814万5,000円となるものでございます。

事項別明細書以降につきましては、保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 失礼いたします。それでは、続きまして議案第88号平成

31年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）の詳細説明をさせていただきます。

歳出予算の6ページをお開きいただきたいと思います。

まず、総務費、総務管理費、一般管理費でございます。こちらにつきましては人件費ということで、こちらも午前中提案をさせていただきました職員の給与改定部分の金額をそれぞれ計上させていただいております。人件費ということで、合計3万1,000円でございます。

それから、続きまして後期高齢者医療広域連合納付金でございます。こちらにつきましては121万5,000円の増額でございます。後期高齢者医療の広域連合のほうの納付金につきましては、被保険者の方から納めていただきます保険料部分と、あと基盤安定のためのそれぞれの市町村ごとの負担金がございますけれども、今回につきましては、まず——後ほど歳入のところで説明をさせていただきますけれども——平成31年度の保険料を算定をさせていただき、決算見込みによりまして、保険料として当初予算より増額となる部分が95万2,188円、それから基盤安定負担金ということで、このたび広域連合のほうより町のほうに確定値の通知がございました。その増額分26万2,270円、合計で121万4,458円となりまして、この納付金額を計上させていただいております。

続きまして、歳入のほうでございます。5ページをお開きいただきたいと思います。

歳入予算の後期高齢者医療保険料でございます。こちらにつきましては、年金から直接いただく特別徴収保険料と、納付書等で納めていただく普通徴収保険料がございまして、現年度分当初予算と比べまして、特別徴収分についてはマイナスの197万1,000円、普通徴収部分につきましてはプラスで292万3,000円、こちらのほうに修正をさせていただくという内容となっております。これが、先ほど歳出のほうで申し上げました、合計で95万2,188円になってくるというものでございます。

続きまして、下の繰入金のところでございます。一般会計繰入金でございます。保険基盤安定繰入金ということで、基盤安定の負担金、こちらのほうは一般会計から繰り入れをさせていただきますので、26万3,000円、それから給与改定の関係で職員給与費の繰入金として3万1,000円というのが繰入金の内容となっておりますのでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。——よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第17、議案第88号平成31年度吉賀

町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）の質疑は保留をしておきます。

日程第18. 議案第89号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第18、議案第89号平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第89号平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,165万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,345万5,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和元年12月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

1ページ、第1表の歳入歳出予算補正をごらんください。まず、歳入でございます。

款3国庫支出金項1国庫負担金1億6,746万9,000円に1,492万7,000円を追加し、1億8,239万6,000円。2国庫補助金1億2,340万4,000円に98万7,000円を追加し、1億2,439万1,000円。款4支払基金交付金項1支払基金交付金2億7,560万6,000円に1,612万2,000円を追加し、2億9,172万8,000円。款5県支出金項1県負担金1億5,186万円に746万6,000円を追加し、1億5,932万4,000円。款7繰入金項1他会計繰入金2億378万8,000円に753万2,000円を追加し、2億1,132万円。2基金繰入金325万3,000円に1,462万7,000円を追加し、1,788万円。これに伴います歳入合計11億1,179万6,000円に6,165万9,000円を追加いたしまして、11億7,345万5,000円でございます。

続きまして、2ページ、歳出でございます。

款1総務費項1総務管理費4,887万3,000円に6万8,000円を追加いたしまして4,894万1,000円。款2保険給付費項1介護サービス等諸費8億6,766万3,000円に4,477万を追加いたしまして、9億1,243万3,000円。2介護予防サービス等諸費2,300万3,000円に186万5,000円を追加し、2,486万8,000円。4高額介護サービス等費2,450万4,000円に693万7,000円を追加し、3,144万1,000円。7特定入所者介護サービス等費5,780万2,000円に613万9,000円を追加し、6,394万1,000円。款4基金積立金項1基金積立金4万8,000円に98万

8,000円を追加いたしまして、103万6,000円。款5地域支援事業費項1介護予防生活支援サービス事業費3,153万2,000円、これは補正ゼロで増減ございません。款6諸支出金項1償還金及び還付加算金513万7,000円に89万2,000円を追加いたしまして、602万9,000円でございます。これに伴います歳出合計11億1,179万6,000円に6,165万9,000円を追加いたしまして、11億7,345万5,000円となるものでございます。

事項別明細書以降、詳細につきましては、保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 失礼いたします。それでは、議案第89号平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の詳細説明をさせていただきます。

歳出でございます。予算書の7ページをお開きいただきたいと思います。

まず、総務費、総務管理費、一般管理費の001人件費でございます。合計で6万8,000円、これは先ほど後期と同様に、午前中の給与改定分の人件費について計上させていただいております。

それから続きまして、保険給付費、介護サービス等諸費、施設介護サービス給付費でございます。こちらにつきまして4,273万9,000円の増額の補正でございます。こちらにつきましては、依然、9月実績等々からの決算見込みでございますけれども、主に老人保健施設の利用がふえているという傾向が続いておりまして、9月実績から決算見込み等々推計したとことで、4,273万9,000円の増額が必要であろうという判断から、今回増額の補正をさせていただいております。

その下の居宅介護サービス計画給付費でございます。203万1,000円の増額でございます。こちらにつきましては要介護認定者数、こちらも増加をしております、11月末現在でしたか、619人ということで、昨年と比べてもかなり認定者数がふえてきているという状況になってきております。そういったところから、居宅介護サービス計画費のほうが増額になっておるところでございます。

続きまして、8ページをお開きいただきたいと思います。

介護給付費の介護予防サービス等諸費の介護予防サービス給付費でございます。こちらにつきましても、認定者数等々の増加によりまして、9月末実績より推計をいたしましたところ、186万5,000円の増額が必要であろうという判断から、今回、予算のほうを計上させていただいております。

その中段の保険給付費の高額介護サービス等諸費の高額介護サービス費でございます。

693万7,000円の増額でございます。こちら、先ほど説明させていただきました施設サービス費の増加により発生してくる高額介護サービス分を増額補正させていただいております。

その下の特定入所者介護サービス費、いわゆる食費等の部分に係る補足給付費ですけれども、こちら老人保健施設の施設サービスが伸びているというような状況から、この部分についても同様に増額が見込めるということで、613万9,000円を増額の補正をさせていただいております。

続きまして、9ページでございます。基金積立金の介護給付費準備基金積立金でございます。98万8,000円の増額でございます。こちらにつきましては、後ほど歳入のところで説明をさせていただきますけれども、いわゆる保険者努力に対しまして、インセンティブ交付金ということで、平成31年度分で98万8,000円の交付が見込まれるというところで、この部分については、従来、保険料部分を、その下の地域支援事業の介護予防生活支援サービス費のほうに充当してございましたけれども、こちらの部分に先ほどのインセンティブ交付金を充当する関係上、保険料財源に余剰が生じてくるということから、同額を準備基金のほうに積み立てをさせていただくものでございます。

それから、一番下の諸支出金、償還金及び還付加算金でございます。償還金で国庫支出金還付金でございます。89万2,000円、こちらにつきましては、財政調整交付金実績報告にかかわる余剰分の返還を、今回予算化させていただいたところでございます。

歳出は以上でございます。歳入のほうに移らせていただきます。5ページをお開きいただきたいと思っております。

歳入の国庫支出金の介護給付費負担金でございます。1,492万7,000円、それから中段の支払基金交付金の介護給付費交付金の1,612万2,000円、それから県支出金、県負担金の介護給付費負担金の746万4,000円、それと繰入金にあります一般会計繰入金の介護給付費繰入金746万4,000円、こちらにつきましては、それぞれの法定負担割合を先ほど歳出のほうで説明させていただきました金額を乗じたものを、それぞれ掲げさせていただいております。

それから、一番下のところの職員給与費繰入金の部分につきましては、先ほどの給与改定部分を6万8,000円増額をさせていただいております。

それから、6ページのほうに移らせていただきまして、2番目のところの基金繰入金でございます。今回、介護給付費等を増額補正させていただき、それぞれの法定負担率等々を乗じて、不足する財源といたしまして介護給付費準備基金のほうから1,462万7,000円を繰り入れをさせていただくという内容となっております。

以上が介護保険補正予算の詳細説明でございます。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。——よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第18、議案第89号平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の質疑は保留しておきます。

日程第19. 議案第90号

日程第20. 議案第91号

日程第21. 議案第92号

○議長（安永 友行君） 次に、日程第19、議案第90号平成31年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）から、日程第21、議案第92号平成31年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の3本を一括議題といたします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、3件一括で上程をさせていただきたいと思えます。

まず、議案第90号平成31年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成31年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,335万3,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和元年12月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

1ページの第1表、歳入歳出予算補正をごらんください。

まず、歳出でございます。款1総務費項1施設管理費4,744万2,000円、補正額ゼロで増減ございません。歳出合計も同様に6,335万3,000円で、増減はございません。

3ページに進んでいただきまして、歳出でございますが、今回の補正につきましては、職員の給与改定に伴います予算の組み替えでございます。

なお、給与改定の内容につきましては、4ページから7ページの給与費明細書のほうで御確認、御参照いただきたいと思います。

1款総務費1項施設管理費、目1一般管理費でございます。1,388万2,000円に4万5,000円を追加し、1,392万7,000円とするものでございまして、内訳といたしましては、給料が1万8,000円、職員手当等2万3,000円、共済費4,000円でございます。対しまして、目2の財産管理費でございます。3,356万円から、先ほどと同額の4万

5,000円を減額いたしまして、3,351万5,000円とするものでございます。内訳にございますように、積立金4万5,000円を減額するものでございます。

続きまして、議案第91号平成31年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成31年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,817万4,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和元年12月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

1ページは、第1表の歳入歳出予算補正でございます。款1繰入金項1他会計繰入金で1億1,575万3,000円に3万8,000円を追加し、1億1,579万1,000円でございます。これに伴います歳入の合計1億9,813万6,000円に3万8,000円を追加し、1億9,817万4,000円でございます。

2ページは歳出でございます。款1下水道事業費項1施設管理費4,012万7,000円に3万8,000円を追加し、4,016万5,000円でございます。これに伴います歳出合計1億9,813万6,000円に3万8,000円を追加し、1億9,817万4,000円でございます。

6ページに進んでいただきまして、歳出でございますが、これも先ほどと同様に職員の給与改定に伴うものでございまして、内容につきましては、7ページ以下のところを御参照いただきたいと思います。歳出の内訳でございます。1款下水道事業費1項施設管理費、目1施設管理費4,012万7,000円に3万8,000円を追加し、4,016万5,000円でございます。内訳といたしまして、給料が1万8,000円、職員手当等が2万円ということでございます。

5ページに戻っていただきまして、歳入の財源の部分でございますが、一般会計繰入金1億1,575万3,000円に3万8,000円を追加いたしまして、1億1,579万1,000円でございます。

最後に、3点目、議案第92号の平成31年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成31年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,936万5,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第

1 表歳入歳出予算補正による。令和元年12月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

1 ページの第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。款1繰入金項1他会計繰入金5,465万1,000円に3万4,000円を追加し、5,468万5,000円。これに伴います歳入の合計は6,933万1,000円に3万4,000円を追加し、6,936万5,000円でございます。

2 ページは歳出でございます。款1農業集落排水事業費項1施設管理費2,702万5,000円に3万4,000円を追加し、2,705万9,000円でございます。これに伴います歳出の合計は6,933万1,000円に3万4,000円を追加し、6,936万5,000円となるものでございます。

6 ページに進んでいただきまして、歳出でございますが、同様に職員の給与改定に伴うものでございまして、7 ページ以降の給与費明細のほうで御参照いただきたいと思っております。

歳出の内訳といたしましては、1 款農業集落排水事業費1 項施設管理費、目1 施設管理費で2,702万5,000円に3万4,000円を追加し、2,705万9,000円とするものでございまして、給料の1万3,000円、職員手当等2万1,000円をそれぞれ追加するものでございます。

5 ページに戻っていただきまして、歳入でございます。内訳といたしましては、1 款繰入金1 項他会計繰入金、目1 一般会計繰入金で5,465万1,000円に3万4,000円を追加し、5,468万5,000円とするものでございます。

以上3点につきまして、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、日程第19、議案第90号平成31年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）から、日程第21、議案第92号平成31年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）までの3本についての質疑は保留をしておきます。

ここで10分間、2時まで休憩します。

午後1時50分休憩

.....

午後2時01分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

.....

日程第22. 議案第93号

○議長（安永 友行君） 日程第22、議案第93号平成31年度吉賀町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第93号平成31年度吉賀町一般会計補正予算（第7号）でございます。

平成31年度吉賀町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,161万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億9,188万4,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の廃止は第4表債務負担行為補正による。地方債の補正、第3条、地方債の補正は第5表地方債補正による。令和元年12月5日提出、吉賀町長岩本一巳。

まず、第1表の歳入歳出予算補正の歳入でございます。

款10地方交付税項1地方交付税31億4,806万2,000円に5,352万6,000円を追加し、32億158万8,000円。款13使用料及び手数料項2手数料1,783万3,000円に91万8,000円を追加し、1,875万1,000円。

款14国庫支出金項1国庫負担金3億7,898万2,000円に295万8,000円を追加し、3億8,194万円。2国庫補助金3億1,438万1,000円に185万2,000円を追加し、3億1,623万3,000円。

款15県支出金項1県負担金1億9,992万4,000円に82万5,000円を追加し、2億74万9,000円。2県補助金2億8,303万円に240万円を追加し2億8,543万円。

款18繰入金項1基金繰入金5億3,061万5,000円に1億580万7,000円を追加し、6億3,642万2,000円。

款21町債項1町債13億5,835万円から2億2,990万円を減額し、11億2,845万円。

これに伴います歳入合計74億5,349万8,000円から6,161万4,000円を減額いたしまして、73億9,188万4,000円でございます。

続きまして、歳出でございます。

款1議会費項1議会費7,158万1,000円に2万8,000円を追加し、7,160万9,000円。

款2総務費項1総務管理費8億8,367万3,000円に1,321万4,000円を追加し、8億9,688万7,000円。2徴税費6,583万2,000円に43万8,000円を追加し、6,627万円。3戸籍住民基本台帳費1,651万9,000円に4万4,000円を追加し、1,656万3,000円。

款3民生費項1社会福祉費13億9,629万5,000円に1,068万6,000円を追加し、14億698万1,000円。2児童福祉費5億6,247万7,000円に685万円を追加し、5億6,932万7,000円。

款4衛生費項1保健衛生費3億7,450万6,000円から152万1,000円を減額いたしまして、3億7,298万5,000円。2清掃費2億9,373万8,000円に240万2,000円を追加し、2億9,614万円。

款5労働費項1労働諸費248万円9,000円に30万円を追加し、278万9,000円。

款6農林水産業費項1農業費4億8,043万7,000円に332万3,000円を追加し、4億8,376万円。2林業費9,268万2,000円に16万9,000円を追加し、9,285万円1,000円。

款7商工費項1商工費1億3,985万3,000円に196万7,000円を追加し、1億4,182万円。

款8土木費項1土木管理費2億2,114万6,000円に22万8,000円を追加し、2億2,137万4,000円。2道路橋梁費3億1,063万5,000円に4万1,000円を追加し、3億1,067万6,000円。5住宅費1億2,986万2,000円に274万5,000円を追加し、1億3,260万7,000円。

款9消防費項1消防費4億6,944万7,000円から2億2,452万9,000円を減額し、2億4,491万8,000円。

款10教育費項1教育総務費2億5,303万円に419万6,000円を追加し、2億5,722万6,000円。2小学校費7,823万9,000円に739万5,000円を追加し、8,563万4,000円。3中学校費2億2,384万1,000円に67万7,000円を追加し、2億2,451万8,000円。4社会教育費2億6,737万9,000円に6万6,000円を追加し、2億6,744万5,000円。

款12公債費項1公債費7億6,122万1,000円に1億966万7,000円を追加いたしまして、8億7,088万8,000円でございます。

これに伴います歳出合計74億5,349万8,000円から6,161万4,000円を減額いたしまして、73億9,188万4,000円でございます。

4ページ、第4表は債務負担行為補正でございまして、防災行政無線整備、32年度から平成

3 2年度までの期間で限度額の2億2,376万円、これを廃止するものでございます。

5 ページは、第5表地方債補正でございます。起債の目的、1 過疎対策事業債9億1,040万円を9億640万円、2 公営住宅建設事業債6,520万円を6,580万円、3 緊急防災・減災事業債2億2,840万円を190万円、それぞれ限度額の変更を行いました。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございません。内容については、お読み取りをいただきたいと思ひます。

6 ページの事項別明細書以降につきましては、総務課長のほうから詳細説明を申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第93号平成31年度吉賀町一般会計補正予算（第7号）について説明をさせていただきます。

そうしますと、予算書につきましては最後のほうになります。24ページをお開きいただければと思ひます。

予算書の24ページを見ていただきますと、給与費明細書について記載をさせていただいております。24ページ上段の表ですけれども、ここが特別職となっております。それで、その表の中の下のところすけれども、比較のところには数字が入ってきているかと思ひます。127万3,000円の減額ということでございます。これは、後ほど歳出のところの説明申し上げますけれども、教育委員会の関係でスクールソーシャルワーカー、それから給食調理員、そして公民館の嘱託職員、これらに係る予算を減額をしております、その合計額がここに入ってくるというところで見いただければと思ひます。

それでは、24ページの中段から下です。今度は一般職の状況でございます。（1）総括の下の表をまず見ていただきますと、職員数のところの比較の欄を見ていただきますと1減、そしてその右側に移っていただきますと、給料で131万8,000円の減という記載があるかと思ひます。これにつきましては、年度中途の退職者が発生いたしましたので、その分が反映されているというところでございます。その右側、959万9,000円、職員手当の欄ですけれども、ここについては、その内訳が、さらにその下の表に記載をしておりますので、御確認をいただければと思ひます。

さらに25ページに移っていただきまして、その上段部分に先ほど申し上げました給料、それから職員手当のそれぞれの数字の内訳、増減理由について記載をさせていただいておりますので、これについても、またお読み取りをいただければというふうに思ひます。

それでは、予算書、戻っていただきまして、まず歳出から説明をしてみたい。予算書は、11ページをお開きください。

予算書11ページ、一番下のところです。総務費、総務管理費、8電算管理費です。003基幹系システム運営管理費ということで、システム改修委託料の予算計上です。内容について申し上げますと、これは保健福祉課が所管する業務でございますが、母子保健システムの導入、それからそのシステムの利活用に係る改修、そうしたシステム改修に係る経費を計上させていただいております。548万円の予算計上でございます。

それでは、まためくっていただきまして、今度は予算書12ページです。一番上のところは総務費、総務管理費、11企画総務費の続きということになってまいりまして、右側のところに002企画総務費、作業委託料での予算計上があるかと思っております。内容について申し上げたいと思っております。これにつきましては、町内企業さんからの御紹介がありまして、先般行われたラグビーのワールドカップで使用したトレーニング機器、これを町のほうに譲っていただけるという、こうした話がございました。その機器を譲り受けるということで、これの運搬あるいは設置、そうしたものに係る費用というところでありまして、トレーニング機器そのものについては、今、千葉県にありまして、そこから吉賀町に運搬をするという、こうした経費を計上いたしておるところです。

それから、その下です。13定住推進費、002定住推進費、社会福祉士等修学資金貸付金386万円の減額でございます。これについては、人数が確定したというところで予算を減額をしておるところです。

さらにその下です。004企業誘致事業費、企業立地促進助成金です。これについては、企業立地計画に基づくものでございまして、雇用促進助成金、それから設備整備に係る助成金、それぞれ申請が見込まれます。その金額について850万円の計上です。内訳を申しますと、雇用促進助成金が350万円、それから設備整備助成金が500万円の計上でございます。

それから、12ページの一番下です。総務費、徴税費、1税務総務費、右側の002税務総務費、システム保守委託料があるかと思っております。内容について申し上げます。土砂災害特別警戒区域の設定、これについては、これまでも何度か説明を申し上げてきたところですが、これに係る標準地の見直しが必要となってまいりました。これにかかわるシステムの保守委託料ということで17万5,000円の予算計上でございます。

めくっていただきまして、今度は13ページです。13ページの下段です。民生費、社会福祉費、3高齢者福祉施設費、002老人福祉センター管理費です。施設は、はとの湯荘ということでございますけれども、修繕料として88万5,000円の予算計上です。内容について触れておきます。これは男女の浴場にありますが配水管等、これの改修が必要となってきたこと、それから1階と2階に料理とかを運ぶリフトがあります。こちらのほうが不調であるということから、ここの修繕。さらに、チップボイラーにセンサーがついているということですが、このセ

ンサーも不調ということですので、これの修繕料ということです。こうしたものトータルいたしまして、88万5,000円の予算計上でございます。

それから、その下です。4障がい者福祉費、006自立支援医療助成事業費です。更生医療費助成ということで、これにつきましては、いわゆる助成対象者が発生したということによる予算計上ということでございます。

それでは、またおめくりいただきまして、予算書は14ページに入ります。民生費、社会福祉費、5障がい者福祉施設費です。002障がい者福祉施設管理費、合計で296万1,000円の減額です。その下に内訳が書いてございますけれども、これについては、障がい者総合支援センターが竣工し、そちらに機能が移転されたということです。この費用につきましては、これまで利用しておりました施設に係る光熱水費、指定管理料、それから施設設備保守委託料、それぞれの予算計上ですけれども、まず指定管理料につきましては、これについては年度途中で指定管理の必要はなくなったということになりますので、その部分は減額をいたします。それから、施設としてはまだ残っておるわけですので、光熱水費、それから1つ飛ばして施設設備保守委託料、これについては施設の中にエレベーターがあります。その保守料が必要となってまいりますので、予算計上いたしたというところでございます。

それでは、14ページの下です。民生費、児童福祉費、1児童福祉総務費、002児童福祉総務費、国庫支出金還付金、それから県支出金還付金、それぞれ予算計上いたしております。

さらに、次のページに行ってくださいまして、今度は2保育所費、007子ども・子育て支援事業費、国庫支出金還付金。ここまでのところにつきましては、実績額が確定したことによる予算計上というところでお読み取りをいただければというふうに思います。

予算書は15ページに入っております、民生費、児童福祉費、3放課後児童対策費、002放課後児童対策事業費、臨時雇用賃金の予算計上でございます。これについては、夏休みから今までのところ、それから今後のところで雇用日数の増加が見込まれますので、その部分について予算計上をさせていただいております。

それから、その下です。4母子父子福祉費、003児童扶養手当費です。これについては、従来、支払い回数が年4回ということでしたが、6回にというふうに回数の変更がありまして、そのために予算計上をさせていただいているというところであります。

それでは、15ページの一番下ですけれども、衛生費、保健衛生費、1保健衛生総務費、005地域医療対策費、予算書は次のページに行ってくださいまして、16ページの一番上です。医療従事者等確保対策補助金、減額をいたしております。これは、人数が確定をしたというところでの減額でございます。

それから、中段のところを見ていただきますと、衛生費、清掃費、1清掃総務費です。建設水

道課、003し尿処理対策費165万6,000円の予算計上があるかと思います。中身については、合併処理浄化槽の設置費の補助金でございます。要望が寄せられているというところを見込みまして、4基分の予算計上を今回させていただいております。

その下です。2ごみ処理費、003可燃物処理事業費、消耗品費、56万8,000円です。これにつきましては、可燃ごみの袋がありますけれども、これを作成するものでございます。その費用としての予算計上です。

それから、16ページの一番下のところですが、労働費、労働諸費、1労働諸費、002労働諸費、雇用促進及び資格取得支援助成金です。30万円の予算計上です。これまでも助成があったわけですが、そうした実績、それから今後の見込み、そうしたことから不足が見込まれそうだとところで予算計上をいたしたところでございます。

それでは、めくっていただきまして17ページに移ります。農林水産業費、農業費、3農業振興費、002農業振興総務費、240万円の予算計上です。担い手集積支援金というふうに説明書きを添えております。この部分につきましては、参考資料も同時に見ていただければというふうに思います。参考資料は55ページです。

参考資料の55ページのほうを説明させていただきますと、担い手集積支援金交付事業ということで、担い手への農地集積集約化を加速するということを目的とすると。それから、要件といたしましては、農地中間管理機構を通じて6年以上の利用権設定を行う、新たに集積集約化する面積の合計がおおむね1ヘクタール以上であること、それから3の対象者ですが、農地をまとめて借り入れる認定農業者、それから担い手による広域連携組織等ということです。交付額については、そこに記載のとおりでございます。その下に、またイメージ図もおつけしておりますので、お読み取りをいただければというふうに思います。これは、県単事業ということになってまいります。

予算書のほうに戻っていただき、予算書17ページのちょうど中段ですが、240万円の予算計上です。すなわち、面積で申し上げますと1,200アールというところでの予算立てというところで見いただければというふうに思います。

それでは、予算書は次に進んでいただきまして、18ページの中段から少し下のところです。商工費、商工費、2観光費、003観光施設管理費です。修繕料として196万7,000円の計上です。内容について申し上げます。まず、施設としてはなつめの里交流館です。この施設で雨どいの故障というところ、それから、あの施設には天窗がありますけれども、そこからの雨漏り、それから玄関付近は木製の建具があります、そうしたところのふぐあい、こうしたものについて修繕を行うというものであります。予算額といたしましては93万4,000円です。

それから、もう一つ施設があります。今度は、「むいかいち温泉ゆ・ら・ら」です。

これは、消防設備の修繕ということと、それから熱交換器の修繕が必要となってまいりました。

これらに対応するということで、金額で申し上げますと103万3,000円です。

先ほどのなつめの里と合わせまして196万7,000円の予算計上でございます。

それでは、予算書をまた進んでいただきまして、20ページをお開きください。

20ページの上です。

土木費、住宅費、1、住宅管理費、002公営住宅等管理費、修繕料として135万円です。

これについては、公営住宅の修繕料については、年度当初に幾らか予算を、確保といいますか、計上させていただいているところです。ただ、これまでの実績等から不足が見込まれるということがあります。その部分について今回予算計上させていただいたということでございます。

さらに、その下です。

2、住宅建設費、002公営住宅等整備事業費です。建設工事費として139万5,000円の計上ですけれども、内容につきましては、沢田団地、今、整備を行っているところです。

この団地整備にかかりまして、排水路の設置工事が必要となってまいりました。この部分について予算を計上させていただいております。

それから、その次です。

消防費、消防費、4、防災費、004防災設備等整備事業費2億2,652万9,000円の減額でございます。

これについては、これまでも説明なりをさせていただいております。この設備更新にかかりましては、途中で、その方針については変更させていただきました。それに伴う予算の減額と。その金額は当初予算に計上させていただいておったわけですけれども、その部分については、今回、減額をさせていただくというものでございます。

それから、その下です。

001、人件費200万円、時間外勤務手当として予算計上いたしております。防災に係る時間外手当というところであります。これについては、ことしの状況については御承知のとおりかと思えますけれども、さらに、今後、また冬にかけて、今度は雪害、雪による影響ということも想定されます。

これまでの状況、それから今後の見込み、そうしたことから、幾らか予算を計上させていただいておるというところで、お読み取りをいただければというふうに思います。

それでは、また、めくっていただきまして21ページに移ります。

教育費、教育総務費、事務局費でありまして、21ページの右上です。

002事務局総務費、嘱託職員55万7,000円の減額、一方、臨時雇用賃金109万2,000円の予算計上ということです。

これは、給与費明細書の説明のところでも申し上げました部分が入ってまいります。嘱託職員については、スクールソーシャルワーカーさんのところが減額というところでも、その減額した部分を臨時雇用において対応するというような形で予算計上をさせていただいたというところがございます。

それから、その下の007特別支援教育事業費です。

改修工事費276万3,000円の予算計上です。

内容について申し上げます。

これにつきましては令和2年度におきまして、特別支援学級の新設が見込まれます。

学校で申し上げますと、六日市小学校、それから朝倉小学校、そして、六日市中学校、この3つの学校において特別支援学級の新設が見込まれるということから、若干、学校のほうを改修する必要が出てまいります。その予算を計上させていただいているというところがございます。

それから、次に行きます。3、学校給食費002学校給食総務費です。

嘱託職員と臨時雇用賃金、これ同額、一方は減額し、一方は増額するということです。

予算の組み替えをお願いしたいというものでございます。嘱託職員が欠員になるというところがございます、その部分については臨時雇用という形で対応させていただくという、こういう内容でございます。

それから、21ページの一番下です。

教育費、小学校費、1、小学校管理費、003小学校事務局管理費、図書購入費として685万8,000円の予算計上です。

内容について申し上げます。

これについては、教科書の購入費用でありまして、来年度、令和2年度ですけれども、小学校で使用する教科書、これについて変わるということもございます。この変わるということですが、4年に1回、教科書については変更がかかってまいります。そのところで図書として購入費を予算計上いたしました。

その図書ですけれども、教師用、学校の先生用ですね、教師用の教科書、それから指導書、これの購入費用です。

町内の5つの小学校の全ての教科書ということになります。合計で、この金額の予算計上ということがございます。

今、申し上げたのは、小学校でございます。

補足して申し上げておきますと、小学校は令和2年度から変更がなされる。それから、中学校については、さらにその次の年度、令和3年度から、今度は中学校が、教科書については変更がなされるというふうに聞いておるところでございます。

それでは、予算書、次に進んでいただきまして22ページです。

教育費、小学校費、2、小学校教育振興費、それから、さらにその下の今度は中学校費、2、中学校教育振興費です。

それぞれ、小学校教育振興費、庁用器具費として53万7,000円、その下の中学校教育振興費、庁用器具費として67万7,000円計上いたしております。

中身につきましては、先ほど、令和2年度から特別支援学級が新設される見込みであると申し上げました。先ほど申し上げたのは、施設の改修に係る経費でして、今、見ていただいている部分については、そこで用いる備品の類いを学校のほうから希望といいますか、こうした物品を用意してほしいというような要請がございまして、それに合わせる形で予算を計上いたしたというところでございます。

それでは、予算書22ページ、下です。下段のほうに移っていただきます。

教育費、社会教育費、3、公民館費です。

003公民館事務局管理費、その下、公民館嘱託職員それから臨時雇用賃金、これは、同額を総額と減額とさせていただいています。嘱託職員が不在であるというところを臨時雇用という形で対応をいたしております。そこでの予算の組み替えというところで見ただけであればというふうに思います。

それから、その下の006公民館施設整備事業費です。

建設工事費として400万円の減額、さらに、次のページに行ってくださいまして、右上ですが、庁用器具費として同額400万円の計上をいたしております。

予算のほうを組み替えさせていただきまして、今、建設中でございます朝倉公民館の備品について購入をさせていただくという、そういう内容になっております。

予算書は、23ページの中段です。

公債費、公債費、1、元金、003長期債元金、町債償還元金ということで、1億966万7,000円の予算計上です。

これは、後ほど、歳入のところでも出てまいりますけれども、減債基金繰入金の原資といたしまして、合併特例事業債の繰り上げ償還を行おうとするということでございます。後ほどまた、歳入のところでも見ていただければと思います。

ということで、今度は歳入に移ってまいります。

予算書、また戻っていただきまして、8ページです。上からまいります。

地方交付税、地方交付税、1、地方交付税、普通交付税として、5,352万6,000円の計上です。

これについては、今回の補正に係る財源調整というところで見ただけであればというふうに思

います。

それから、その下の使用料及び手数料、手数料、3、衛生手数料、ごみ処理手数料です。これは、先ほど歳出のところで、可燃ごみの袋を作製するということで説明を申し上げました。その部分に係る歳入部分ということで見ていただければと思います。

それから、さらに、その下です。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金。

まず、障がい者自立支援医療費負担金です。

国の負担部分でございまして、国が2分の1というところで予算を計上いたしております。後ほど、県は4分の1ということになりますので、それは、次のページになるかと思えますけれどもも予算計上いたしております。

それから、その下の児童扶養手当給付費負担金です。

これについては、国が3分の1というところで予算計上いたしておるというところでございます。

それから、その下です。

国庫支出金、国庫補助金、3、衛生費国庫補助金、循環型社会形成推進交付金です。

これについては、先ほど歳出のところで申し上げました合併処理浄化槽補助金、これの財源となる部分であります。

それから、その下の母子保健医療対策総合支援事業、87万9,000円の予算計上ですけれども、これは電算管理費のところ母子保健システムの改修について触れました。そこの部分の財源というところになってまいります。

それから、さらに、その下です。

7、土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金です。

これは、公営住宅の整備事業ということで、沢田団地において排水路の工事の予算計上いたしたところです。その部分についての財源ということで見ていただければというふうに思います。

おめくりいただきまして、今度、9ページの上です。

県支出金、県負担金、1、民生費県負担金、障がい者自立支援医療費負担金です。

82万5,000円の予算計上。

これは先ほど、国が2分の1、それから県が4分の1という説明を民生費国庫負担金のところで申し上げました県の4分の1の部分ということで見ていただければというふうでございます。

それから、その下です。

県支出金、県補助金、5、農林水産業費県補助金、担い手集積支援金240万円です。先ほど、歳出のところで担い手集積支援金交付金事業について説明いたしました。

歳出240万円の予算計上、同額を歳入で、また計上いたしておるということでございます。

それから、その下です。

繰入金、基金繰入金、2、減債基金繰入金、減債基金繰入金として1億966万7,000円の予算計上。

これは、先ほど、歳出の一番最後でしたけれども、公債費のところの説明した部分、その金額と同額の予算を計上いたしておるということでございます。

それから、8、まちづくり基金繰入金、これについては386万円の減額でございます。

この部分につきましては、社会福祉士等修学資金のところ歳出の減額をさせていただきました。それに合わせて、この部分で同額を減額するものでございます。

それから、予算書9ページの一番下です。

町債、町債、1、過疎債、公民館その他の集会施設400万円の減額でございます。

これについては、朝倉公民館のところ400万円という額ですけれども、予算の組み替えをさせていただきました。それに対応したところでございます。

それから、10、土木債、公営住宅整備事業60万円の予算計上。

内容につきましては、沢田団地に係る整備事業、この部分についての財源となるというところでお読み取りをいただければと思います。

それから、歳入、最後のページになります。10ページです。

町債、町債、11の消防債です。防災設備等整備事業ということで2億2,650万円の減額でございます。

これについても歳出のところの説明をしたとおりでございます。そこと同額の減額というところで見ていただければというふうに思います。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 12ページの企画総務費で作業委託料の件で、トレーニング機器の運搬設置という部分で説明がありました。

設置を予定される場所について聞きます。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 設置予定場所と今、考えておりますのは、スポーツ公園、交流センターを考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 今のスポーツ公園に持ってくるという案ですけど、どのぐらいの

種類のものがあって、また、地域で、もし、そういうのが要望等があれば、導入する意思はあるかというのをお聞きしたいんですけども。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

先般、機械を所有する、管理する会社のほうと調整をいたしました。

先ほど、ちょっと総務課長の説明の中にもあったと思いますが、ラグビーワールドカップで使用した製品ですので、非常に高度な機械になっております。したがって、相手先の御助言をいただきながら設置しようと思いますが、やはり、高齢者や小さいお子様が使うのには、非常に危険といえますか、事故の可能性もある機械でございます。

今、大学生とかが合宿で来られておりますが、そういう方々が使っただけのように利用するのが一番いいんじゃないかという御提案はいただいておりますので、そういう形で活用させていただければと考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 失礼しました。

今、一覧表をいただいております。プラットフォームというのが4台、これは、いわゆる肩でダンベルを上げる機械、それとか、それに伴うバンパープレート、あとパワーラック、いわゆる寝て横になってダンベル上げる機械とかでございます。

それと、あとは、ストレッチマットや、それに伴うラバーダンベル等でございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） あんまり品目が少ないのに100万円ちょっとの金額が、運賃がかかるということですけど、千葉からそんなにかかる、4トン車に乗りそうな、今言われたのだったと思うんですけど。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 現在、相手方からいただいている見積もりによりますと、購入すれば2,200万円ぐらいする、全てのものでございまして、話を聞いた限りでは、10トン車で2台というふうに聞いております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 続いてですが、このトレーニング機器は、今、お伺いしたところ、高齢者と子どもはだめということなんですけど、これが必要ですか。

どういういきさつでこういうトレーニング機器を予算に入れることになったか、その辺をお聞

きします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 経緯につきましては、町内の企業さんのほうから、このラグビーワールドカップが開始する前から、実は、こういう話があると、終了したら譲れるようなものがあるということで話を伺っておりました。

実際に使ったのは、大分県の合宿所でございます、約1カ月は利用していないといふうには聞いております。

それを一旦、千葉のほうへ、今、戻しております、先方さんとしては、少しでも早く引き取ってもらいたいという要望でございます。

必要かどうかということも含めまして先方さんと話をいたしました、やはり、今は、筋力トレーニングというのが、例えばラグビーの練習の後とか、いろんな練習の後でどんどんその利用が、利用といいますか、必要という流れになっておりまして、やはり吉賀町に合宿などを少しでも誘致するためにも、そういうトレーニング機器を同時に併設したりして対応したいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 15ページ、003で児童扶養手当費が年4回から年6回になったために、予算計上されてますが、ちょっと勉強不足なんです、どういう理由なんですか、年4回が年6回というのはどういうことなんですか。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えいたします。

児童扶養手当、いわゆる、ひとり親の世帯の方に対象に支給をさせていただく手当てでございます、こちらのほうが実は——濟いませぬ、年4回ではなくて3回、要は4カ月を一つの単位といたしまして、年間3回支払いをしております。それで——申しわけございませぬ。それで、その部分につきまして、今、4カ月ごとの支給ということになりますので、期間がどうしても長くなってしまうと。この部分が、ちょっと、法律の改正によりまして、今年度の11月分から2カ月分を支払わせていただくということで、年6回の支払いに変わってくるということでございます。

当初予算で想定しておりましたのが、10月分までの予算ということで当初予算に計上しておりましたけれども、今年度から支払い回数がふえるということで、3カ月分ほどですが、今年度、例年よりも多く払わなければならないということで、それで今回、足らず分が発生してきますので392万3,000円を手当て代ということで、増額の要求をさせていただいたと、予算を計

上させていただいたということでございます。（「前倒しじゃない」と呼ぶ者あり）

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 失礼いたしました。

つまり、例年ですと、令和2年度で4月に支払うべきものを、31年度で支払わなければならないということになりましたので、その分ほど増額させていただいたということでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 濟いません。ちょっと聞き間違いかもしれませんが、先ほど1回分ふえたというふうに言われましたですかね。国の制度の改定でなったものを、同じように、あれですか、地方自治体で負担せにゃいけんちゅう、そういう意味じゃないですか。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 濟いません。本来、新年度の4月に払う部分について平成31年度中に支払わなければならないという部分について、増額した部分が392万3,000円でございます。このうちの財源につきましては、一応、3分の1は国の負担ということで、これについては歳入のほうに計上させていただいている状況でございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 12ページの先ほどの関連ですが、002のトレーニング機器ということですが、これは持って帰って、ただ設置しておくだけで後の経費とかメンテとか、いろいろな経費が発生しないのかということと、004の企業誘致事業費ですが、これももう決まるとお思いますので、企業名を知らしてください。

それと、350万円と500万円の、まあ、500万円は設備経費ということでしたけど、どういふことをされるのかということをもう少し詳しくお願いしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

まず運動機器のほうでございますが、メンテナンスは発生いたします。1回当たり、年間15万円ということでございます。これにつきましては、ちょっと状況によってメンテナンス必ず必要なものかどうかは、ちょっと使用頻度にもよってきますので、今後ということでございます。

それと、今の企業立地促進助成金につきましては、県の企業立地計画に基づきまして島根県が認定した企業でございます。

ただ、先ほど言いましたように、まだ申請をいただいておりますので、個別企業名については、今は差し控えたいと思いますが、町内の製造業でございます。

設備投資が500万円、雇用350万円といえますのは、島根県の企業立地促進助成金に基づ

く計画でございまして、それに付随した町の追加の助成金でございます。吉賀町企業立地促進助成金に基づきまして、設備整備補助金ということで最大事業費の500万円、それと雇用促進助成金ということで1人当たり50万円の7人で今、積算しているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 雇用促進は、まあ、7人ということでわかったんですが、500万円の設備整備というのはどういう計画が出とるんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 工場の増設に係る費用と、今、申請をいただいております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 17ページの002、農業振興総務費ですが、12ヘクタールになるんですね、12ヘクタール。これ、経営者が何人おるのかということと、引き受けがですよ、と、場所的なことがある程度決まるとるんでしょうから、それがわかりましたらお願いします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えさせていただきます。

これについては、今、吉原、坂折、こちらのほうで圃場整備がされることが決まっております。

ここにつきましては、農地中間管理機構、こちらのほうを通して担い手が借り受けるという形で進めてまいります。

ということで、吉原、坂折で約12ヘクありますが、そちらに、今のところ4人の認定農業者——4人という、そのうち1つは法人でございますが、そちらのほう担い手として機構から借り受けると。ということで、そういう担い手の支援をするという、これは事業でございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 済いません。18ページの003で、観光施設管理費で修繕料ということで、なつめの里の雨どいの修繕ということで予算が上がっていますが、なつめの里という名前を久しぶりに聞いたような気がするんですが、年間の利用者の人数、どんぐらいおられるか、また最近の傾向、なつめの里、本当に久しぶりに聞いたような気がします、大変失礼かもわかりませんが、利用者がどのぐらいおられるかちょっとお聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 大変申しわけございません、なつめの里、ちょっと今、手元に資料ございませんで、後日、報告させていただければと思います。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 先ほどの、農業振興の費用なんですけど、あれは吉原の圃場整備に限って適用ということ、ほかで名乗りを上げてでも適用しないのか、ちょっと、そういうふうに説明で受け取ったんですけど。それと、もう一件ありまして、20ページの防災費で001の人件費とあるんですけど、200万円、これは、避難所開設等が、ことし、たくさん設けられて、それにかかわる職員の手当と、そういうことなんですかいね。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） それでは初めに、17ページの担い手集積支援金、これについてお答えをさせていただきます。

資料にもつけておきましたが、新たに集積・集約化する、この面積が、単年度で1ヘクタール以上、おおむね1ヘクタールですから、まあ農水の場合は、おおむねというのは8割を指しますんで、大方8,000平米ということになるんでしょうが、それ以上の方であれば、圃場整備とか、それに関係なしに該当になってまいります。

ただ、農地中間管理機構を通して担い手が借り受けたというのが条件になっておりますんで、たまたま、そういう関係があるかと。また、来年度になれば、真田等の圃場整備の関係も、関係してくる方が出られるんじゃないかというふうに思っているところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 今まで借りてて、農業委員会通して借りてて、5年契約とかやってて、それが契約が切れて、新たに借り受けるというのも該当するんですかいね。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） これは県単事業でございますが、早く言えば、この中間管理機構を通さずに基盤法等で、6年の契約をして利用権の設定をしておいて、それが満期になって、次には、中間管理機構を通して借り受けるというものだというふうに、御質問がそういうことだと思いますが、あんまり事例はないと思いますが、支援金の交付要綱等には、それがだめだということとは書いたものはないので、対象になり得るんじゃないかと思いますが、実際、この制度は、新設されたのが本年度でございます、その辺の事例につきましては、一気に一町歩、同じ集落、例えば六日市なら六日市の圃場の中で、1ヘク新たなものを1人の方が集約するというのは事例がないものでして、そこまで明確にはお答えできませんが、その辺については、また県と協議をして明確にしておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 防災費のところ、時間外勤務手当の予算計上させていただいております。おっしゃられるとおり、避難所を運営した際に当然そこには職員を配置いたしますので、

それに係る経費もあります。

ただ、実際には、避難所を配置するということになりますと、本庁舎、分庁舎には、何名かの職員を当然そこにも配置をしております。

さらに申し上げますと、現場で何かが起これば、そこにまた職員は対応するということですので、避難所だけではなくてトータルで、という要素があるというところで見ただけであればというふうに思います。（発言する者あり）（「今の関連、流れ」と呼ぶ者あり）

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 避難所開設の件に関して申しますと、今まで、役場の職員が、避難所を開設した場合は行っておられて管理してたんですけど、このやり方ちゅうのは、実際、大きな災害が起きると、多分、役場の職員はそういうところに出向けないと思うんですいね。

だから、そこら辺は地域住民なんかボランティアで運営してくださいと、そういうふうにする考えはないのでしょうか。そこら辺を……。ぜひ、そうすべきではないかなあと思うんですけどね。そうすると経費もかからんし、その避難された方もよく知っているので、そういう意味では運営がしやすいんじゃないかなあと思うんですけど、ちょっとその辺のあり方について検討する余地があるのかちゅう質問ですけど。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） よく言われることに、災害が起こったとき、とりわけ大きい災害が起こったときに、行政、私ども役場、あるいは警察、消防、そうしたものが瞬時に対応できるかという、そうではない。ゆえに実際に、その地元と言いますか、そうしたところでの初動の体制、いわゆる自助が大切なんですよと、こうした話があります。

我々も、まさにそうした考え方を持っております。

ただ、今、現実問題として地域のほうに避難所を自主的に設置をして、そして運営してくださいというふうには、言える状況にあるのかという、必ずしもそうではないんだろうというふうに思っています。

行く行くは、そうした形、常にそればかりじゃないですけども、そうした方策をとれるような状況が出てくるというのが望ましいというふうには思っております。

ただ、今、自主防災組織をそれぞれの地域に設置を呼びかけております。こうした組織が設置されている地域ですと、そうしたお話も、通りやすいというか、対応もしていただけるんだろうというふうには思いますけれども、そうでない地域も、実際にはそちらのほうで吉賀町の状況では多いわけですし、幾らかそうした自主防災組織の組織率、率だけじゃないんですけども、そうしたものがあがる程度、過半数というか、そうした状況が生まれたところで、今、議員さんがおっしゃられたような話も、やはりしていかないといけないのかなというふうな、こんな考え方で今、

進めておるといところでございます。

○議長（安永 友行君） まだ、あるような感もしますので、10分間休憩して再開します。休憩します。

午後3時13分休憩

.....

午後3時21分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

最初に、先ほど、3番、桜下議員のなつめの里の利用状況についてわかりましたので、深川課長より答弁していただきます。深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 大変失礼しました。

なつめの里の交流館利用人数ということで、宿泊に関しましては平成30年度の実績で402人という、指定管理者からの報告を受けております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 質疑ありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 先ほどからありました17ページの担い手集積支援金の関係でお聞きをいたします。この事業の取り組みに当たって、人・農地プランとのかかわりについて説明願います。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをさせていただきます。

人・農地プランの関係大いにございまして、人・農地プランの実質化ということが今、言われておりますが、この実質化とされておるプランがないとだめだということです。ただ、ことしと令和2年度、これについては、いわゆる実質化に向けての工程が組み立てられておれば大丈夫ということになっておりますので、町内全般的に人・農地プランの見直しをして来年度までにしていこうと思っておりますので、その人・農地プランの実質化というの、これは要件になっております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 要件になっているということです。

この見直し、そもそも、この人・農地プラン作成するときに、朝倉の場合は、関係者に十分な相談もなくつくられたという経緯もございます。そういう中で、産業課として人・農地プランの見直しに向けての産業課の中の体制、そして関係するところの調整のやり方についてどのようなものを持っているか聞きます。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。

人・農地プランの見直しにつきまして、産業課の体制ですが、今29プランありますが、その29の今のプランの、いわゆるそれぞれの範囲でいいのかどうか、その辺も今から検討していく必要がありますので、人数的な体制等考えたらかなり厳しいものがあるかというふうに思っております。ただ、これは、当然、産業課だけでできるものじゃございませんので、農業委員会なり県の農業振興公社、いわゆる中間管理機構ですが、その辺の方との連携も強めて集落での話し合いを進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。（「はい」と呼ぶ者あり）いい。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。

質疑はないようですが、日程第22、議案第93号平成31年度吉賀町一般会計補正予算（第7号）の質疑は保留しておきます。

○議長（安永 友行君） 以上で本日の日程は全部終了しましたので、本日はこれで散会します。御苦労でございました。

午後3時26分散会
